

第28回通常総代会

■と き：令和8年6月27日(土)

午前10時

■ところ：コスモアイル羽咋 大ホール

一 次 第 一

1. 開 会
2. 組 合 長 挨 拶
3. 表 彰
4. 来 賓 祝 辞
5. 総代会成立宣言
6. 議 長 選 任
7. 書 記 指 名
8. 議 事
9. 議 長 退 任
10. 閉 会

目 次

ごあいさつ	2
総代会に対する理事の提出書	3
第28回通常総代会提出議案	4
■第1号議案 第28年度(令和7年度)事業報告 及び剰余金処分案の承認の件	5
●報告事項1 第28年度(令和7年度)貸借対照表、 損益計算書、注記表、附属明細書について	5
I 事業報告	6
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	6
(1)当該事業年度の末日における主要な事業 活動の内容と成果	6
(2)当該事業年度における事業の経過	8
(3)財務・事業成績の推移	10
(4)単体自己資本比率	10
(5)対処すべき重要な課題	10
(6)その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	11
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	13
(1)総代会の開催状況	13
(2)組合員の状況	14
(3)役員の状況	15
(4)会計監査人の状況	15
(5)職員の状況	15
(6)組織の構成	16
(7)施設の設置状況	17
(8)子会社等の状況	18
II 事業報告の附属明細書	19
III 貸借対照表(報告事項1)	20
IV 損益計算書(報告事項1)	22
V 注記表(報告事項1)	24
VI 計算書類の附属明細書(報告事項1)	33
1. 貸借対照表等の附属明細書	33
(1)組合員資本	33
(2)固定資産	34
(3)外部出資	34
(4)引当金等	35
(5)子会社等との取引並びに子会社等に対する 金銭債権及び金銭債務	35
(6)事業管理費の明細	36
VII 剰余金処分案	37
VIII 独立監査人の監査報告	38
IX 監事監査報告	41
X 部門別損益計算書	43
XI 事業別の明細	44
■第2号議案 第29年度(令和8年度)事業計画の設定の件	49
○第29年度(令和8年度)事業計画	50
・基本方針	50
・営農部門	51
・経済部門	55
・信用部門	56
・共済部門	58
・福祉部門	59
・経営管理・総務人事部門	60
・監査部門	60
○自己改革工程表	61
○固定資産処分計画物件	65
○総合収支計画	66
■第3号議案 羽咋CEサイロ上屋構造部復旧改修に関する件	68
■第4号議案 定款の一部変更の件	69
■第5号議案 宅地等供給事業実施規程の一部変更の件	70
■第6号議案 役員の選任の件	74
■第7号議案 理事及び監事の報酬に関する件	74
■第8号議案 退任理事及び退任監事の退職慰労金支給の件	74
●報告事項2 J A広域合併の協議経過と今後の検討について	75
●報告事項3 J Aバンク基本方針の変更について	76
●報告事項4 株式会社J Aサービスの営業報告について	88
●報告事項5 株式会社J Aアグリはくいの営業報告について	89

ごあいさつ

組合員の皆様へ



代表理事組合長 山本 好和

向夏の候、皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より当JAの事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度は、地政学的緊張や物価高騰、資源価格の変動が続き、世界的に先行きの不透明感が拭えない一年となりました。こうした環境下で、世界経済は変化への柔軟な対応を強く求められました。

国内に目を向けますと、経済再生に向けた動きが加速しました。人手不足を補うためのデジタル活用や省力化投資が進み、持続的な賃上げと経済成長の好循環を目指す機運が高まりました。同時に、激甚化する自然災害への備えやエネルギー転換など、解決すべき課題も山積する一年となりました。

このような中、私たちは地域の農業振興を支えるべく、さまざまな活動を展開してまいりました。特に共同乾燥調製施設の再編整備工事につきましては、事前調査から足掛け5年に亘り手掛けてまいりましたが、令和7年11月の籾殻燻炭施設の竣工をもって完了いたしました。本事業により、天候不順においても品質保持と供給体制の安定化が一段と強化されます。これは、はくい産米の競争力を高めるとともに、集荷量の確保を図るうえでも極めて重要な一歩です。工事にご尽力いただいた関係者ならびに企業の皆様に、心より感謝申し上げます。

また、JAは単なる農作物の販売や生産資材の提供組織にとどまらず、食料安全保障と地域社会を支える役割として、耕作放棄地の減少や担い手の育成、そして5月31日に羽咋市内で放鳥されたトキと共生する環境調和型農業の普及など、現場目線での課題解決と豊かな自然環境を未来に繋ぐ取り組みの重要性を認識しております。

今後も関係機関、自治体や企業等との連携を強化し、地域資源を最大限に活用した持続可能な農業の実現に向け鋭意努力いたします。

一方、財務面では有価証券の評価損が拡大し、減損損失を計上するに至りました。これは激動する市場環境において、資産運用の適正性と財務の健全性を守るための判断であり、組織の透明性と説明責任を優先した結果です。今後はリスク分散と資産構成の見直しを徹底し、財務の安定性確保に向けた施策を粘り強く推進してまいります。皆様のご理解を賜りますとともに、財務基盤の強化を最優先の責務と捉え、持続的な成長を目指す所存です。

今後も目まぐるしい環境変化のもと、皆様との対話を重視し、寄せられた声を事業運営に反映させることで、地域に寄り添い、存在価値を高められるよう役職員一同、全力をあげて活動してまいります。

結びにあたり、皆様のさらなるご繁栄を祈念いたします。今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

総代会に対する理事の提出書

第28回通常総代会に別紙のとおり、議案を提出します。

令和8年6月27日

はくい農業協同組合

代表理事組合長	山	本	好	和
代表理事常務	坂	野	保	正
代表理事常務	澤	田	英三郎	
理事	村		桂	司
理事	村	田	文	彦
理事	勝	田	永	彦
理事	中	村	澄	江
理事	杉	中	由美子	
理事	野	村	清	志
理事	村	上	久	志
理事	土	上	弘	之
理事	大	窪	哲	夫
理事	山	上	真	美
理事	猪	俣		大
理事	柘	谷	武	史
理事	宮	本	稔	也
理事	原		雅	幸
理事	金	曾	新太郎	

第28回通常総代会提出議案

第1号議案	第28年度（令和7年度）事業報告及び剰余金処分案の承認の件
第2号議案	第29年度（令和8年度）事業計画の設定の件
第3号議案	羽咋CEサイロ上屋構造部復旧改修に関する件
第4号議案	定款の一部変更の件
第5号議案	宅地等供給事業実施規程の一部変更の件
第6号議案	役員の選任の件
第7号議案	理事及び監事の報酬に関する件
第8号議案	退任理事及び退任監事の退職慰労金支給の件

報告事項1	第28年度（令和7年度）貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書並びに会計監査人及び監事の監査報告について
報告事項2	JA広域合併の協議経過と今後の検討について
報告事項3	JAバンク基本方針の変更について
報告事項4	株式会社JAサービスの営業報告について
報告事項5	株式会社JAアグリはくいの営業報告について

報告事項1

第28年度(令和7年度)
貸借対照表、損益計算書、
注記表、附属明細書について



I 事業報告

第 28 年 度

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

1 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和7年度は、引き続き深刻な人口減少と高齢化に直面しており、日本の人口は減少し、特に地方では過疎化が進行しています。労働力の減少が企業活動に影響を与えており、高齢化社会に伴う医療・介護需要の増大が課題となっています。国際的な視点では、米中関係や中東諸国の緊張が続く中、日本は経済や安全保障の面で独自の立場を模索しています。

また、米の価格については、気候変動や国際的な影響、国内の消費動向など複数の要因が絡み合い、今後も変動していくことが予測されます。

このような中、当組合においては肥料価格高騰への対策や生産基盤の維持に努めてまいりました。

また、今年度は第40次JAグループ石川基本戦略が初年度を迎え、組合員の声に基づく「不断の自己改革のさらなる進化」を目指し、先の総代会にて決議いただいた自己改革工程表に基づいて実践を進めてまいりました。

一方、ALM委員会や財務管理委員会での協議を通じてリスク管理態勢を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の機能発揮により役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。

これらの結果、収支面では事業利益が9,109万円（計画比180.5%：4,061万円増）、経常利益は2億1,410万円（計画比209.0%：1億1,167万円増）、当期剰余金は1億3,700万円となり、本年度の事業計画を達成することができました。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

販売事業では、農業経営が厳しさを増す中で、担い手に対する経営支援体制の強化、はくい産農産物の計画的な生産と安定供給を目指し事業に取り組んでまいりました。

水稻では、防除実演会等の実施によりカメムシによる斑点米の落等率が前年比△3.4%となりましたが、高温の影響でくさび米が発生し品質低下につながりました。集荷については、物価高対策として、縁故米が大幅に増加したため103,754俵（計画比95.2%）と目標を下回りました。しかしながら、取扱高では販売先との早期契約により高水準の価格帯での契約が実現し、早期の追加精算も実施できたことから32億2,750万円（計画比152.0%：11億390万円増）と計画を上回りました。

すいかでは、着果期から出荷期間中に例年より試し切りの頻度を増やし品質管理に努めましたが、高温乾燥や着果過多により生理障害・ダニ被害が発生し秀品率は60%にとどまりました。販売については競合産地の出荷が低調であったことから単価は高めで推移し、取扱数量80,657箱（計画比112.8%）、販売金額3億1,002万円（計画比135.5%：8,122万円増）と計画を上回りました。

秋冬だいこんでは、高温の影響により横縞症・亀裂褐変症が発生し品質低下がみられましたが、2L・Lサイズを中心に出荷できました。販売については他産地が好調であったことから10月中旬まで引き合いが低調でしたが、10月末以降は他産地の出荷減により単価が回復しました。結果として、取扱数量47,619箱（計画比90.7%）、販売金額6,483万円（計画比96.5%：237万円減）と計画を下回る実績となりました。

購買事業では、「農家所得向上」を最優先にした持続可能な事業を展開し、安心して末永く利用できるサービスの提供を目指し取り組んでまいりました。

肥料では、原料の国際市況の上昇、円安の影響により依然として高値で推移しました。厳しい状況の中、省力化資材及び担い手ニーズに対応した低価格資材の普及拡大、特別価格対策を実施し、満車直送の取扱は昨年を上回る実績となり、取扱高は2億6,160万円（計画比105.9%：1,460万円増）と計画を上回る結果となりました。

自動車部門では、米価高騰による特需により軽トラック、高価格帯車両の販売が好調に推移し、取扱高は計画を上回ったものの、物価高騰による車両価格の値上げが影響し販売台数は計画を下回る結果となりました。

石油部門では、各種イベント、QR決済、SNSによる割引クーポン等、利用者の利便性向上と他社との差別化を図り、来客数は前年同数の実績となったものの、取扱高については8億4,132万円（計画比95.2%：4,268万円減）と計画を下回る実績となりました。

家庭燃料部門では、原油価格の高騰、円安の影響により、高値で卸売価格が推移したことに加え、世

帯人数の減少や高齢化により、ＬＰガスの供給先が年々減少しており、年間通しての利用者は53件減の1,206件となり、取扱高で6,002万円（計画比95.3％：2,976万円減）と計画を下回りました。

食料品では、当ＪＡのオリジナル商品の販売効率化に向けて取り組みを進めてまいりました。米類においては米価高騰による販売価格の上昇により、一部販路の縮小があったものの、ふるさと納税による販売が好調に推移しました。はとむぎ茶については、販売促進活動により、新規販売店数は増加したものの、販売本数は伸び悩み、計画を下回る実績となりました。取扱高は、２億3,597万円（計画比112.0％：2,527万円増）と計画を上回りました。

信用事業では、組合員、利用者に信頼され地域に密着した金融機関を目指し、ライフスタイルに沿った最適な金融サービスの提供に努めてまいりました。

貯金部門では、相続や、共済一時払い契約へのシフト等があり、キャンペーン等による獲得強化に取り組んだものの、残高は696億3,948万円（計画比99.5％：3億6,061万円減）と計画を下回る結果となりました。

貸出金につきましては、米価高騰を背景とした設備投資意欲の高まりから、農業関連資金の需要が好調に推移したことに加え、地方公共団体等への貸出の上積みもあり、残高は126億543万円（計画比105.0％：6億533万円増）と計画を上回りました。

共済事業では、「３Ｑ活動」や「あんしんチェック」による保障点検と世帯保障拡充への取り組みにあわせて、地域利用者ニーズに即した「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を心がけて普及推進活動を展開しました。

この結果、新契約実績は、推進ポイント換算（※）で7,112,779ポイント（計画比118.7％：1,120,779ポイント増）と計画を大きく上回る実績となりました。

（※）「推進ポイント」は共済金額等に所定の換算率を乗じて算出しています。

<新契約高等>

満期・終身共済金額合計	3,034,930	千円
保障共済金額合計	10,981,410	千円
新規共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）	286	人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	164	人
年金共済	34	人

共済の保有高等については、以下の通りとなります。

<保有高等>

満期・終身共済金額合計	48,618,802	千円（対前年比 99.4％）
保障共済金額合計	205,819,091	千円（対前年比 98.6％）
医療系共済 入院共済金額合計	29,401	千円（対前年比 83.3％）
治療共済金額合計	856,306	千円（対前年比120.7％）
認知症共済 認知症共済金額合計	306,300	千円（対前年比103.3％）
介護系共済 介護共済金額合計	4,509,888	千円（対前年比118.7％）
生活障害共済 生活障害共済金額	1,453,600	千円（対前年比114.3％）
生活障害年金金額	69,140	千円（対前年比110.9％）
特定重度疾病共済 共済金額合計	808,200	千円（対前年比 98.1％）
年金共済 年金年額合計	2,397,115	千円（対前年比100.2％）
自動車共済 共済掛金合計	457,152	千円（対前年比106.9％）
共済契約者数（長期共済及び自動車共済合計）	14,852	人
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	11,067	人
年金共済	3,335	人

福祉事業では、利用者一人ひとりの想いに寄り添い、自分らしい暮らしの支援に向けて事業に取り組みました。

今年度は、通所介護事業及び小規模多機能型居宅介護事業の人員配置を充実させることを目的に、５月より訪問介護事業を休止しました。

しかしながら、スタッフの体調不良による欠員や資格保有者の不足が続く中で、訪問介護を休止した分の収益は確保できず、福祉事業全体の取扱高は、１億9,581万円（計画比90.9％ 1,952万円減）と計画を下回る実績となりました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

期日	内 容	期日	内 容
【4月】		【9月】	
1日	第8回監事会	1日	多機能ホーム 12周年記念式典
2日	羽咋市デイ20周年記念式典	4日	サンゴミズキ初出荷
6日	第12期のと里山農業塾 開塾式	4日	学校農園 稲刈り（こすもす保育園）
19日	春の農繁期対応 農機センター ～5月11日	9日	学校農園 稲刈り（西北台小学校）
24日	学校農園 田植え（とき保育園）	12日	学校農園 稲刈り（志桜小学校）
25日	財務管理委員会	16日	バケツ稲 稲刈り（西北台保育所）
25日	営農経済委員会	17日	バケツ稲 稲刈り（邑知保育園）
25日	金融共済委員会	24日	学校農園 稲刈り（押水小学校）
25日	総務福祉委員会	30日	学校農園 稲刈り（邑知小学校）
28日	みのり監査法人決算監査 ～30日 5月15日～17日	30日	第6回理事会
【5月】		30日	第4回監事会
2日	第1回理事会	【10月】	
8日	決算監事監査 ～9日	2日	直売所の日 おにぎり配布
9日	学校農園 田植え（志桜小学校）	7日	ハトムギ収穫
12日	バケツ稲田植え（西北台保育所）	10日	能登だいこん初出荷
12日	バケツ稲田植え（邑知保育園）	15日	年金感謝デー 16日
13日	学校農園 田植え（こすもす保育園）	21日	いきいき健康増進活動 ホテル翠湖
14日	学校農園 田植え（西北台小学校）	21日	グランドゴルフ 羽咋支店大会
14日	R6年度JA共済優績組合表彰	23日	粉殻燻炭施設 竣工式
19日	学校農園 野菜苗の定植（邑知中学校）	23日	グランドゴルフ 宝達支店大会
23日	学校農園 田植え（邑知小学校）	25日	農機相談会
26日	第9回監事会	25日	JAはくい秋の収穫祭り 26日
29日	JAグリーンはくい閉店	30日	上期監事監査 31日
29日	R6年度JA共済優績ライフアドバイザー表彰	【11月】	
30日	第2回理事会	3日	第9回組合長杯ゴルフコンペ
31日	JAグリーンはくい春の感謝祭～6月1日	7日	財務管理委員会
【6月】		8日	能登半島地震復興応援コンサート
1日	年金相談会（宝達支店）	14日	第7回理事会
4日	学校農園 田植え（押水小学校）	27日	第5回監事会
12日	JAふれあい産直市「キララはくい」オープン	27日	カントリーエレベーター社会科見学
13日	年金感謝デー 16日	30日	ペイント柳初出荷
16日	フラワーアレンジメント講習会	【12月】	
25日	スモモ初出荷	2日	水稻初冬直播開始
29日	第27回通常総代会	3日	自然栽培水稻栽培技術講習会
29日	第3回理事会	4日	エアリーフロラ出荷
29日	第1回監事会	5日	貯蔵シャインマスカット初出荷
【7月】		8日	神子原くわい初出荷
4日	能登すいか初出荷	15日	押水にんじん産直市（宝達支店） 29日
7日	デラウェア初出荷	15日	切り花葉ボタン初出荷
11日	能登長なす初出荷	18日	水稻生産者向け税務研修会
13日	年金相談会（羽咋支店）	26日	第8回理事会
16日	第27回JAはくい年金友の会グラウンドゴルフ大会	【1月】	
17日	能登すいか産直市（宝達支店） 24日	26日	第9回理事会
23日	ルビーロマン初出荷	26日	第6回監事会
24日	JAはくいスマホ教室開催	【2月】	
24日	能登白ねぎ初出荷	2日	健康ふれあい館開催 ～4月24日
25日	第4回理事会	4日	営農座談会
25日	第2回監事会	7日	自動車ビッグフェア 8日
【8月】		13日	年金感謝デー 16日
4日	経済センター開店	27日	第10回理事会
4日	ルビーロマン生産者激励会	27日	第7回監事会
10日	イチジク初出荷	【3月】	
12日	第5回理事会	7日	第12期のと里山農業塾 開塾式
12日	第3回監事会	14日	春の農繁期対応 経済センター ～5月31日
13日	新規就農者との意見交換会	19日	総務福祉委員会
17日	シャインマスカット初出荷	19日	営農経済委員会
18日	宝達志水町と災害協定締結	19日	財務管理委員会
19日	カントリーエレベーター稼働開始	19日	金融共済委員会
22日	「能登押水花木」百万石の極み認定	30日	第11回理事会
23日	秋の農繁期対応 農機センター ～9月28日		
25日	令和7年産米 初検査		
28日	黒いちじく初出荷		
28日	学校農園 稲刈り（とき保育園）		

1年のあゆみ——



4月 羽咋市デイ創立20周年記念



5月 田植え体験
(西北台小学校)



7月 能登すいか初出荷



7月 年金友の会
グラウンドゴルフ大会



7月 ルビーロマン初出荷



8月 いちじく初出荷



8月 「能登押水花木」
百万石の極み認定



9月 学校農園稲刈り
(邑知小学校)



10月 だいこん初出荷



10月 秋の収穫感謝祭



11月 羽咋C E 社会科見学



12月 貯蔵シャインマスカット初出荷

(3) 財務・事業成績の推移

(単位：円)

区 分	項 目	第25年度 (令和4年度)	第26年度 (令和5年度)	第27年度 (令和6年度)	第28年度 (当期)
財 務	事業利益	195,164,967	190,039,410	231,911,973	91,098,531
	経常利益	278,132,627	280,044,628	332,399,516	214,100,565
	当期剰余金	199,862,158	210,247,881	266,711,704	137,003,700
	総資産	75,285,031,220	77,839,240,826	77,238,958,230	77,205,897,325
	純資産	6,539,538,215	6,542,047,699	6,506,153,411	6,007,787,916
信 用 事 業	貯金	67,519,488,592	69,840,336,265	68,994,414,110	69,639,486,946
	預金	53,295,122,623	55,175,890,020	52,703,494,912	51,562,709,627
	貸出金	11,109,367,501	11,316,573,069	12,149,385,085	12,605,438,407
	有価証券	3,929,900,000	4,378,010,000	5,253,082,179	5,076,048,538
	国債	2,012,970,000	2,587,530,000	3,768,742,179	3,713,348,538
	その他	1,916,930,000	1,790,480,000	1,484,340,000	1,362,700,000
共 済 事 業	長期共済保有高(千円)	217,193,834	209,677,116	208,594,851	205,819,091
	短期共済新契約掛金(千円)	480,998	480,866	487,720	516,609
購 買 事 業	購買品取扱高	2,535,236,710	2,494,101,867	2,872,750,549	2,752,580,306
販 売 事 業	販売品取扱・受入高	2,178,283,585	2,240,377,283	2,844,442,538	4,120,524,376
保 管 事 業	事業収益	27,936,558	31,526,397	30,870,660	26,627,250
利 用 事 業	事業収益	238,794,589	246,811,449	254,694,811	255,046,521

(4) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率 26.88% (令和8年3月31日現在)

(5) 対処すべき重要な課題

●自己改革に関する取り組み

当組合では自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業資金の供給、経営基盤の強化、組合員の意思反映・運営参画、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んでまいります。

なお、当事業年度における詳細な事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

(6) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

●業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- (7) 業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(運用状況について)

J Aの地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善への取り組みを実践している。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対応を実施する。

(運用状況について)

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページWebサイト改ざんの検知の導入、連絡体制の構築及びFireWallの脆弱性管理を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともにコンプライアンス委員会・財務管理委員会等を適時に開催し理事会に報告している。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取り組み状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。

職員研修の実施や専門資格の取得を進め、職員の能力を引き出すための目標管理制度等をあわせて、中長期的な視点での人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

イ 第27回通常総代会

令和7年6月29日 午前10時より開催

総代会日現在総代数		491名
出席総代数	実際に出席した総代	199名
	代理人（委任状）	一名
	書面	212名
	計	411名
出席准組合員数		一名
重要な議事及び決議事項		
第1号議案	第27年度（令和6年度）事業報告及び剰余金処分案の承認の件	
第2号議案	自己改革工程表兼第8次中期計画の設定の件	
第3号議案	地域農業戦略の設定の件	
第4号議案	第28年度（令和7年度）事業計画の設定の件	
第5号議案	信用事業規程の一部変更の件	
第6号議案	理事及び監事の報酬に関する件	
報告事項1	第27年度（令和6年度）貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書並びに会計監査人及び監事の監査報告について	
報告事項2	JAバンク基本方針の変更について	
報告事項3	株式会社JAサービスの営業報告について	
報告事項4	株式会社JAアグリはくいの営業報告について	

(2) 組合員数の状況

イ 組合員数

(単位：組合員数)

資 格 区 分			前 期 末	当期増加	当期減少	当 期 末
正 組 合 員	個 人		4,570	40	148	4,462
		う ち 女 性	1,239	10	42	1,207
	法 人	農事組合法人	17	1	2	16
		その他の法人	38	2	1	39
	計		4,625	43	151	4,517
准 組 合 員	個 人		4,259	60	138	4,181
		う ち 女 性	1,727	27	53	1,701
	団 体 等	農業協同組合	—	—	—	—
		農事組合法人	—	—	—	—
		その他の団体	72	1	2	71
	計		4,331	61	140	4,252
合 計			8,956	104	291	8,769

ロ 出資口数

(単位：口)

資 格 区 分			前 期 末	当期増加	当期減少	当 期 末
正 組 合 員	個 人		179,002	3,252	7,444	174,810
	法 人	農事組合法人	222	79	1	300
		その他の法人	721	20	163	578
	計		179,945	3,351	7,608	175,688
准 組 合 員	個 人		83,115	1,689	6,166	78,638
	団 体 等	農業協同組合	—	—	—	—
		農事組合法人	—	—	—	—
		その他の団体	1,704	689	14	2,379
	計		84,819	2,378	6,180	81,017
処 分 未 済 持 分			4,010	4,171	1,421	6,760
合 計			268,774	9,900	15,209	263,465
摘要 (1) 出資 1 口金額						
			5,000円			
(2) 当期末払込済出資総額						
			1,317,325,000円			

(3) 役員の状況

役員の氏名及び役職等

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	山本 好和	常 勤	有	認定農業者
代 表 理 事 常 務	坂野 保正	常 勤	有	金融・共済担当、学識経験
代 表 理 事 常 務	澤田英三郎	常 勤	有	営農・経済・福祉・総務・ 審査担当、学識経験
理 事	村 桂司	非常勤	無	実践的能力者
理 事	村田 文彦	非常勤	無	実践的能力者
理 事	勝田 永彦	非常勤	無	認定農業者
理 事	中村 澄江	非常勤	無	
理 事	杉中由美子	非常勤	無	女性組織代表
理 事	野村 清志	非常勤	無	認定農業者
理 事	村上 久志	非常勤	無	
理 事	土上 弘之	非常勤	無	
理 事	大窪 哲夫	非常勤	無	
理 事	山上 真美	非常勤	無	
理 事	猪俣 大	非常勤	無	認定農業者
理 事	榎谷 武史	非常勤	無	認定農業者
理 事	宮本 稔也	非常勤	無	認定農業者
理 事	原 雅幸	非常勤	無	青年組織代表
理 事	金曾新太郎	非常勤	無	認定農業者
代 表 監 事	中西 智彦	非常勤		
常 勤 監 事	上野 浩幸	常 勤		学識経験
監 事	森田 克秀	非常勤		
監 事	上月 正美	非常勤		
監 事	山崎 和広	非常勤		
員 外 監 事	宮島 勝	非常勤		

注1. 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が業務として行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に組合員又は第三者から損害賠償請求を提起された場合に、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費用）を補償する保険です。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。当該保険契約のすべての被保険者について、その保険料を全額当組合が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であります。

(5) 職員の状況

(単位：人)

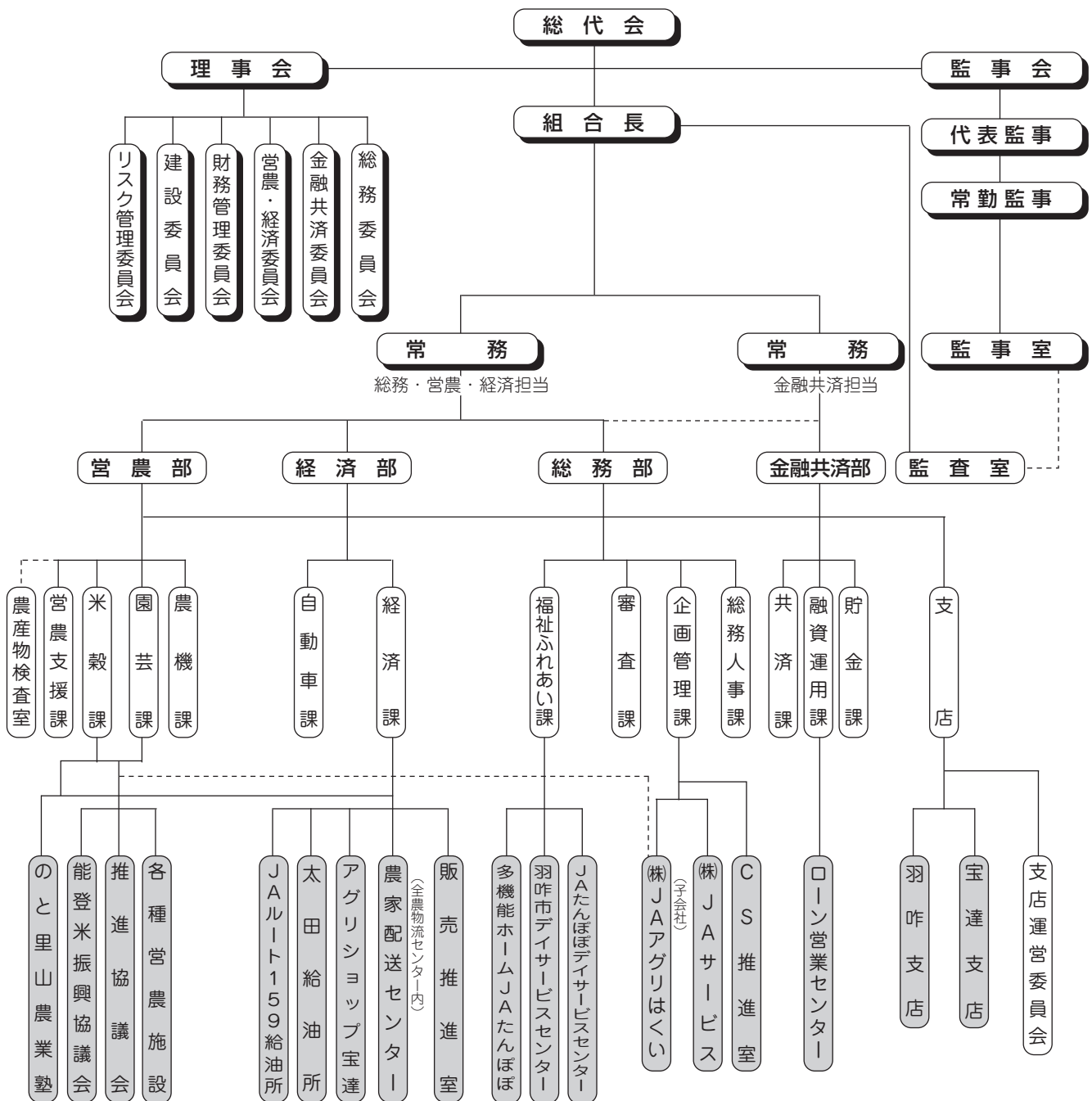
区 分	前 期 末	当 期 増	当 期 減	当 期 末
一 般 職 員	131	6	18	119
営農指導員	17	3	2	18
合 計	148	9	20	137

備考：期末職員数には期末退職者は含みません。

(6) 組織の構成

イ 組合の機構

令和8年4月1日現在



□ 組合員組織

組 織 名	構 成 員 数
集 落 組 織	106 集落
農 協 青 壮 年 部	75 名
農 協 女 性 部	290 名

(7) 施設の設置状況

イ 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
主 な 事 務 所	本 店	羽咋市太田町と105番地	
	宝 達 支 店	羽咋郡宝達志水町敷浪壱14番地	
	羽 咋 支 店	羽咋市太田町と105番地	
セ ン タ ー	営 農 セ ン タ ー	羽咋郡宝達志水町子浦ろ2	
	自 動 車 セ ン タ ー	羽咋市太田町と80番地	
	農 機 セ ン タ ー	羽咋市四町と51番地	
	J A たんぼぼデイサービスセンター	羽咋郡宝達志水町子浦そ15番地1	
	多機能ホーム J A たんぼぼ	羽咋郡宝達志水町子浦そ16番地1	
給 油 所	J A ルート 1 5 9 給油所	羽咋郡宝達志水町敷浪壱6番地	
	太 田 給 油 所	羽咋市太田町と74番地 1	
店 舗	アグリショップ宝達	羽咋郡宝達志水町敷浪壱14番地	
農 業 施 設 他	南 部 育 苗 セ ン タ ー	羽咋郡宝達志水町敷浪ホ107番地	
	北 部 育 苗 セ ン タ ー	羽咋市次場町タ 1 番地 1	
	押 水 ラ イ ス セ ン タ ー	羽咋郡宝達志水町北川尻カ30番地	
	志 雄 ラ イ ス セ ン タ ー	羽咋郡宝達志水町吉野屋い 7 番地	
	カントリーエレベーター	羽咋市深江町ト25番地	
	粳 穀 燻 炭 施 設	羽咋市深江町ル14番地	
	シ ー ド プ ラ ン ト	羽咋市白石町37番地	
	低 温 倉 庫	羽咋市円井町327番地	
	準 低 温 倉 庫	押水地区・志雄地区・羽咋地区	
	常 温 倉 庫	押水地区・志雄地区・羽咋地区	
	資 材 倉 庫	押水地区・志雄地区・羽咋地区	
	園 芸 総 合 集 出 荷 場	羽咋市中川町へ11番 1	
そ の 他	J A やすらぎ会館天照	羽咋市太田町と115番地	子会社

□ 共済代理業者数の推移

項 目	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
共済代理店数	14	—	—	14

(8) 子会社等の状況

会 社 名	株式会社 JAサービス	株式会社 JAアグリはくい
代 表 者 氏 名	山本 好和	渡 長之
設 立 年 月 日	平成6年3月24日	平成22年4月1日
所 在 地	石川県羽咋市太田町と115番地	石川県羽咋市中川町は70番地
主 な 事 業 内 容	葬祭業	農業・農業経営の受託・売電
資 本 金 総 額	30,000千円	100,000千円
議 決 権 保 有 割 合	100	83

Ⅱ 事業報告の附属明細書

第28年度（令和7年度）事業報告の附属明細書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

1 事業報告の附属明細書

（1）役員に対する報酬等

（単位：円）

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額	当期中の退職慰労金支払額
理事	29,220,000	29,220,000	—
監事	9,900,000	9,900,000	—
合計	39,120,000	39,120,000	—

（2）役員等の兼職等

区 分			氏 名	兼職先名又は 兼業事業名	兼職等先 での役職名
役 職 名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無			
代表理事組合長	常勤	有	山本 好和	石川県農業協同組合中央会	理事
				石川県農業信用基金協会	理事
				石川県信用農業協同組合連合会 経営管理委員会	経営管理委員
				全国農業協同組合連合会 運営委員会	委員
				全国共済農業協同組合連合会 運営委員会	委員
				(株)石川県農協電算センター	取締役
				(株)ジャコム石川	取締役
				(株)JAアグリライン石川	取締役
				(株)JA建設エナジー	取締役
				(株)JAサービス	代表取締役
				(株)JAアグリはくい	取締役
				(社)石川県主要農作物種子協会	理事
代表理事常務	常勤	有	澤田英三郎	(公社)石川県畜産協会	理事
				(株)JAサービス	取締役
				(株)JAアグリはくい	取締役
				(株)みらい創農	取締役
				石川県野菜園芸協会	理事
				(社)石川県主要農作物種子協会	監事
監 事	常勤		上野 浩幸	(公社)石川県青果物価格安定資金協会	監事
				(株)JAサービス	監査役
				(株)JAアグリはくい	監査役

（3）役員との取引の明細

（単位：円）

役職名・氏名	取引内容及び金額			摘要
	取引の種類	取引金額		
理事 1 名	貸出金	当期取引額	—	
		当期首残高	17,341,568	
		当期末残高	16,534,983	
		当期増減（△）額	△ 806,585	
理事 5 名	購買未収金	当期取引額	112,791,478	
		当期首残高	23,564,350	
		当期末残高	25,244,372	
		当期増減（△）額	1,680,022	
監事 2 名	購買未収金	当期取引額	7,831,038	
		当期首残高	3,930,403	
		当期末残高	4,878,241	
		当期増減（△）額	947,838	

Ⅲ 貸 借 対 照 表

第28年度(令和8年3月31日現在) 貸借対照表

はくい農業協同組合

(単位:円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
1. 信 用 事 業 資 産	69,537,597,168
(1) 現 金	137,414,656
(2) 預 金	51,562,709,627
系 統 預 金	50,358,539,533
系 統 外 預 金	1,204,170,094
(3) 有 価 証 券	5,076,048,538
国 債	3,713,348,538
地 方 債	99,080,000
社 債	1,128,840,000
受 益 証 券	134,780,000
(4) 貸 出 金	12,605,438,407
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	184,837,409
未 収 収 益	105,118,126
そ の 他 の 資 産	79,719,283
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 28,851,469
2. 共 済 事 業 資 産	16,823,943
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	16,823,943
3. 経 済 事 業 資 産	1,425,153,597
(1) 受 取 手 形	3,363,100
(2) 経 済 事 業 未 収 金	619,669,298
(3) 経 済 受 託 債 権	251,314,866
(4) 棚 卸 資 産	534,203,166
購 買 品	261,658,547
販 売 品	270,440,660
加 工 利 用 品	828,092
そ の 他 の 棚 卸 資 産	1,275,867
(5) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	18,229,593
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 1,626,426
4. 雑 資 産	301,094,344
5. 固 定 資 産	2,668,640,729
(1) 有 形 固 定 資 産	2,661,471,779
建 物	3,844,747,199
機 械 装 置	1,235,189,334
土 地	805,032,794
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	873,615,714
減 価 償 却 累 計 額	△ 4,097,113,262
(2) 無 形 固 定 資 産	7,168,950
6. 外 部 出 資	3,202,169,001
(1) 外 部 出 資	3,202,169,001
系 統 出 資	2,799,579,000
系 統 外 出 資	123,590,001
子 会 社 等 出 資	279,000,000
7. 繰 延 税 金 資 産	54,418,543
資 産 の 部 合 計	77,205,897,325

(単位：円)

科 目		金 額
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債		69,800,079,215
(1) 貯 金		69,639,486,946
(2) 借 入 金		33,732,935
(3) そ の 他 の 信 用 事 業 負 債		126,859,334
未 払 費 用		51,010,760
そ の 他 の 負 債		75,848,574
2. 共 済 事 業 負 債		402,837,912
(1) 共 済 資 金		218,026,623
(2) 未 経 過 共 済 付 加 収 入		179,522,238
(3) 共 済 未 払 費 用		4,336,281
(4) そ の 他 の 共 済 事 業 負 債		952,770
3. 経 済 事 業 負 債		658,999,587
(1) 経 済 事 業 未 払 金		387,530,372
(2) 経 済 受 託 債 務		172,209,713
(3) そ の 他 の 経 済 事 業 負 債		99,259,502
4. 雑 負 債		167,364,721
(1) 未 払 法 人 税 等		63,169,800
(2) そ の 他 の 負 債		104,194,921
5. 諸 引 当 金		168,827,974
(1) 賞 与 引 当 金		40,000,000
(2) 退 職 給 付 引 当 金		99,985,852
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金		24,172,500
(4) ポ イ ン ト 引 当 金		4,669,622
負 債 の 部 合 計		71,198,109,409
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本		7,047,294,764
(1) 出 資 金		1,317,325,000
(2) 利 益 剰 余 金		5,763,769,764
利 益 準 備 金		1,777,641,676
そ の 他 利 益 剰 余 金		3,986,128,088
リ ス ク 管 理 積 立 金		1,505,556,007
農 業 経 営 基 盤 積 立 金		232,185,140
税 効 果 積 立 金		54,418,543
特 別 積 立 金		285,073,356
当 期 未 処 分 剰 余 金		1,908,895,042
(うち当期剰余金)		(137,003,700)
(3) 処 分 未 済 持 分		△ 33,800,000
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等		△ 1,039,506,848
(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△ 1,039,506,848
純 資 産 の 部 合 計		6,007,787,916
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		77,205,897,325

Ⅳ 損 益 計 算 書

第28年度 損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

はくい農業協同組合

(単位：円)

科 目				金 額	
1. 事業 総 利 益				1,450,389,934	
事業 収 益				4,140,444,878	
事業 費 用				2,690,054,944	
(1) 信 用 事 業 収 益	資 金 運 用 収 益			525,510,153	
		(うち 預 金 利 息)			485,990,558
		(うち 有 価 証 券 利 息)			(318,562,510)
		(うち 貸 出 金 利 息)			(66,817,611)
		(うち 貸 出 金 利 息)			(98,510,246)
		(うちその他受入利息)			(191)
	役 務 取 引 等 収 益			22,435,395	
	そ の 他 経 常 収 益			19,184,200	
(2) 信 用 事 業 費 用	資 金 調 達 費 用			318,296,830	
		(うち 貯 金 利 息)			76,593,861
		(うち給付補填備金繰入)			(74,395,760)
		(うち 借 入 金 利 息)			(1,300,619)
		(うち 借 入 金 利 息)			(42,455)
		(うちその他支払利息)			(855,027)
	役 務 取 引 等 費 用			5,959,429	
	そ の 他 事 業 直 接 費 用			197,578,164	
	そ の 他 経 常 費 用			38,165,376	
	(うち貸倒引当金戻入益)			(△5,462,434)	
信 用 事 業 総 利 益				207,213,323	
(3) 共 済 事 業 収 益	共 済 事 業 収 益			489,291,427	
	共 済 付 加 収 入			430,072,255	
	そ の 他 の 収 益			59,219,172	
(4) 共 済 事 業 費 用	共 済 事 業 費 用			35,112,525	
	共 済 推 進 費			10,975,444	
	そ の 他 の 費 用			24,137,081	
共 済 事 業 総 利 益				454,178,902	
(5) 購 買 事 業 収 益	購 買 事 業 収 益			2,582,774,681	
	購 買 品 供 給 高			2,430,449,862	
	購 買 手 数 料			17,471,813	
	修 理 サ ー ビ ス 料			98,869,728	
	そ の 他 の 収 益			35,983,278	
(6) 購 買 事 業 費 用	購 買 事 業 費 用			2,133,289,872	
	購 買 品 供 給 原 価			2,045,769,893	
	購 買 品 供 給 費			4,817,501	
	修 理 サ ー ビ ス 費			8,936,923	
	そ の 他 の 費 用			73,765,555	
	(うち貸倒引当金戻入益)			(△7,327,052)	
購 買 事 業 総 利 益				449,484,809	
(7) 販 売 事 業 収 益	販 売 事 業 収 益			133,563,967	
	販 売 品 販 売 高			19,393,465	
	販 売 手 数 料			101,095,268	
	そ の 他 の 収 益			13,075,234	
(8) 販 売 事 業 費 用	販 売 事 業 費 用			26,812,411	
	販 売 品 販 売 原 価			16,552,671	
	そ の 他 の 費 用			10,259,740	
販 売 事 業 総 利 益				106,751,556	

(単位：円)

科 目	金 額
(9) 保 管 事 業 収 益	26,627,250
(10) 保 管 事 業 費 用	13,109,716
保 管 事 業 総 利 益	13,517,534
(11) 利 用 事 業 収 益	255,046,521
(12) 利 用 事 業 費 用	160,546,201
利 用 事 業 総 利 益	94,500,320
(13) 福 祉 事 業 収 益	195,810,150
(14) 福 祉 事 業 費 用	64,087,864
福 祉 事 業 総 利 益	131,722,286
(15) そ の 他 事 業 収 益	176,354
そ の 他 事 業 総 利 益	176,354
(16) 指 導 事 業 収 入	15,171,732
(17) 指 導 事 業 支 出	22,326,882
指 導 事 業 収 支 差 額	△ 7,155,150
2. 事 業 管 理 費	1,359,291,403
(1) 人 件 費	897,942,568
(2) 業 務 費	113,413,987
(3) 諸 税 負 担 金	38,621,202
(4) 施 設 費	300,663,443
(5) そ の 他 事 業 管 理 費	8,650,203
事 業 利 益	91,098,531
3. 事 業 外 収 益	136,931,018
(1) 受 取 雑 利 息	31,118
(2) 受 取 出 資 配 当 金	34,193,800
(3) 賃 貸 料	39,390,473
(4) 償 却 債 権 取 立 益	78,000
(5) 雑 収 入	63,237,627
4. 事 業 外 費 用	13,928,984
(1) 寄 付 金	1,396,130
(2) 賃 貸 費 用	12,532,854
経 常 利 益	214,100,565
5. 特 別 利 益	980,760,989
(1) 固 定 資 産 処 分 益	8,199,273
(2) 一 般 補 助 金	972,561,716
6. 特 別 損 失	982,036,335
(1) 固 定 資 産 処 分 損	13,239,619
(2) 固 定 資 産 圧 縮 損	968,796,716
税 引 前 当 期 利 益	212,825,219
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68,431,733
法 人 税 等 調 整 額	7,389,786
法 人 税 等 合 計	75,821,519
当 期 剰 余 金	137,003,700
当 期 首 繰 越 剰 余 金	502,923,392
施 設 整 備 積 立 金 取 崩 額	1,064,000,000
リ ス ク 管 理 積 立 金 取 崩 額	197,578,164
税 効 果 積 立 金 取 崩 額	7,389,786
当 期 末 処 分 剰 余 金	1,908,895,042

V 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券……償却原価法（個別法による定額法）
- ・子会社株式 ……移動平均法による原価法
- ・その他の有価証券
 - イ. 時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（農機・自動車）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品（小売店舗品、部品等）…売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・購買品以外の棚卸資産 ……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31年～50年、機械装置 7年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定の基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、総務部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査及び監事の監査を受けております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

J Aポイントサービスに基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,474,117,597円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	1,016,141,996円
② 機械装置	1,265,193,907円
③ その他の有形固定資産	192,781,694円

(2) 担保に供している資産

定期預金700,000,000円を為替決済の担保に、定期預金4,000,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	147,951,292円
子会社等に対する金銭債務の総額	237,967,601円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事および監事に対する金銭債権の総額	46,657,596円
理事および監事に対する金銭債務はありません。	

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は31,782,958円です。
危険債権額は19,317,493円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,100,451円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	66,718,555円
うち事業取引高	29,175,986円
うち事業取引以外の取引高	37,542,569円
② 子会社等との取引による費用総額	131,365,947円
うち事業取引高	131,105,947円
うち事業取引以外の取引高	260,000円

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ

貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。融資運用課は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。融資運用課が行った取引については審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が32,297,191円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２） 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B) — (A)
預金	51,562,709,627	51,174,498,344	△ 388,211,283
有価証券	5,076,048,538	5,033,920,000	△ 42,128,538
満期保有目的の債券	398,748,538	356,620,000	△ 42,128,538
其他有価証券	4,677,300,000	4,677,300,000	—
貸出金	12,605,438,407		
貸倒引当金	△ 28,851,469		
貸倒引当金控除後	12,576,586,938	11,421,110,634	△ 1,155,476,304
資産計	69,215,345,103	67,629,528,978	△ 1,585,816,125
貯金	69,639,486,946	69,405,974,387	△ 233,512,559
負債計	69,639,486,946	69,405,974,387	△ 233,512,559

（注）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 O I S という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価により算定しています。

ロ. 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付貸出金は、取引金融機関から提示された時価により算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：円）

	貸借対照表計上額
外部出資	3,202,169,001
外部出資等損失引当金	—
外部出資等損失引当金控除後	3,202,169,001

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	50,362,709,627	—	—	—	—	1,200,000,000
有価証券	400,000,000	300,000,000	—	500,000,000	100,000,000	5,000,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	400,000,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	400,000,000	300,000,000	—	500,000,000	100,000,000	4,600,000,000
貸出金	1,026,243,309	868,354,286	797,640,396	666,864,249	607,917,578	8,588,358,138
合計	51,788,952,936	1,168,354,286	797,640,396	1,166,864,249	707,917,578	14,788,358,138

（注1）貸出金のうち、当座貸越92,688,081円については「1年以内」に含めています。

（注2）貸出金のうち3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等50,060,451円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	64,716,367,822	3,024,618,632	1,489,354,120	181,216,966	124,391,558	103,537,848
合計	64,716,367,822	3,024,618,632	1,489,354,120	181,216,966	124,391,558	103,537,848

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

（1）有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：円）

		貸借対照表計上額 (A)	時価 (B)	差額 (B) — (A)
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	198,748,538	178,740,000	△ 20,008,538
	社債	200,000,000	177,880,000	△ 22,120,000
	小計	398,748,538	356,620,000	△ 42,128,538
合計		398,748,538	356,620,000	△ 42,128,538

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

		貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差額 (A) — (B)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	100,860,000	100,810,816	49,184
	小計	100,860,000	100,810,816	49,184
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	国債	3,413,740,000	4,215,996,032	△ 802,256,032
	地方債	99,080,000	100,000,000	△ 920,000
	社債	928,840,000	1,100,000,000	△ 171,160,000
	受益証券	134,780,000	200,000,000	△ 65,220,000
	小計	4,576,440,000	5,615,996,032	△ 1,039,556,032
合計		4,677,300,000	5,716,806,848	△ 1,039,506,848

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
受益証券	145,180,000	—	54,820,000
合計	145,180,000	—	54,820,000

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。当事業年度における減損処理額は、その他有価証券の国債が144,858,164円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：円)

期首における退職給付引当金	109,907,936
退職給付費用	32,884,882
退職給付の支払額	△ 16,151,066
特定退職金共済制度への拠出金	△ 26,655,900
期末における退職給付引当金	99,985,852

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：円)

退職給付債務	476,135,000
特定退職金共済制度	△ 376,149,148
未積立退職給付債務	99,985,852
退職給付引当金	99,985,852

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：円)

簡便法で計算した退職給付費用	32,884,882
----------------	------------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金11,085,659円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は68,286,000円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：円)

	当 期
繰 延 税 金 資 産	
貸 倒 引 当 金	7,479,178
退 職 給 付 引 当 金	28,375,982
退 職 給 付 慰 労 引 当 金	6,860,155
賞 与 引 当 金	11,352,000
減 損 損 失	29,978,402
有 価 証 券 減 損 否 認 額	41,110,746
その他有価証券評価差額金	295,012,043
そ の 他	15,908,883
繰 延 税 金 資 産 小 計	436,077,389
評 価 性 引 当 額	△ 374,939,881
繰 延 税 金 資 産 合 計 (A)	61,137,508
繰 延 税 金 負 債	
全農統合に係る合併交付金	△ 6,718,965
繰 延 税 金 負 債 合 計 (B)	△ 6,718,965
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	54,418,543

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)

	当 期
法 定 実 効 税 率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9
評 価 性 引 当 額 の 増 減	19.6
住 民 税 均 等 割	1.9
税 額 控 除	△5.1
事業分量配当額の損金算入額	△5.1
そ の 他	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.6

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、下記施設の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該施設に見合う資産除去債務を計上していません。

・土橋倉庫 ・柴垣集荷場 ・南部育苗センター

(2) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、638,658,919円であります。

Ⅵ 計算書類の附属明細書

第28年度（令和7年度）計算書類の附属明細書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

1 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本

（単位：円）

種 類	当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
出 資 金	1,343,870,000	43,320,000	69,865,000	1,317,325,000
利 益 剰 余 金	5,687,757,255	1,572,048,391	1,496,035,882	5,763,769,764
利 益 準 備 金	1,717,641,676	60,000,000	—	1,777,641,676
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,970,115,579	1,512,048,391	1,496,035,882	3,986,128,088
リ ス ク 管 理 積 立 金	1,653,134,171	50,000,000	197,578,164	1,505,556,007
農 業 経 営 基 盤 積 立 金	229,185,140	3,000,000	—	232,185,140
施 設 整 備 積 立 金	1,014,000,000	50,000,000	1,064,000,000	—
税 効 果 積 立 金	58,731,588	3,076,741	7,389,786	54,418,543
特 別 積 立 金	285,073,356	—	—	285,073,356
当 期 未 処 分 剰 余 金	729,991,324	1,405,971,650	227,067,932	1,908,895,042
処 分 未 済 持 分	△ 20,050,000	△ 20,855,000	△ 7,105,000	△ 33,800,000
合 計	7,011,577,255	1,594,513,391	1,558,795,882	7,047,294,764

（注1）その他利益剰余金のうち、目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積 立 目 標 額 または積立基準	取 崩 基 準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本金的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の30/1000に達する額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
農業経営基盤積立金	営農指導事業に関するもので特別措置および臨時措置に要する費用もしくは支出に備え、計画的な財源確保を図る。	販売品取扱高の10/100相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価格相当額。 2 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価格の10%以内。 3 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

(2) 固定資産

(単位：円、%)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (減損損失)	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産	建 物	3,720,185,649	393,042,909	268,481,359 (-)	3,844,747,199	73,761,554	2,570,145,364 66.8
	機 械 装 置	1,124,143,635	1,258,156,362	1,147,110,663 (-)	1,235,189,334	98,917,359	847,993,954 68.7
	土 地	822,431,483	—	17,398,689 (-)	805,032,794		
	建設仮勘定	85,701,000	1,678,409,700	1,764,110,700 (-)	—		
	その他の有形固定資産	863,353,296	61,106,710	50,844,292 (-)	873,615,714	33,583,321	678,973,944 77.7
	計	6,615,815,063	3,390,715,681	3,247,945,703 (-)	6,758,585,041	206,262,234	4,097,113,262
無形固定資産	その他の無形固定資産	10,152,641	—	2,983,691 (-)	7,168,950	2,983,691	
	計	10,152,641	—	2,983,691 (-)	7,168,950	2,983,691	
合 計		6,625,967,704	3,390,715,681	3,250,929,394 (-)	6,765,753,991	209,245,925	

(注1) 機械装置の当期増加額は、主に共同乾燥施設再編工事にかかる増加1,244,097,000円によるものです。

当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

(注2) 当期償却額209,245,925円から賃貸費用に振替えた額8,677,580円を控除した額を事業管理費の内訳における減価償却費に記載しています。

(3) 外部出資

(単位：円)

	出 資 先	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	石川県信用農業協同組合連合会	1,787,420,000	—	—	1,787,420,000
	石川県酪農業協同組合	220,000	—	—	220,000
	農 林 中 央 金 庫	10,560,000	—	—	10,560,000
	全国農業協同組合連合会	197,500,000	—	—	197,500,000
	全国共済農業協同組合連合会	800,000,000	—	—	800,000,000
	石川県農業協同組合中央会	87,000	—	—	87,000
	石川県農協中央会教育基金	3,792,000	—	—	3,792,000
	計	2,799,579,000	—	—	2,799,579,000
系 統 外 出 資	株 (株)石川県農協電算センター	6,220,000	—	—	6,220,000
	株 (株)農 協 観 光	1	—	—	1
	株 (株) ジャ コ ム 石 川	10,000,000	—	—	10,000,000
	株 (株) 日 本 農 業 新 聞	50,000	—	—	50,000
	株 志 雄 町 観 光 開 発 (株)	50,000	—	—	50,000
	株 (株)米 心 石 川	3,000,000	—	—	3,000,000
	株 (株)J A 建 設 エ ナ ジ ー	640,000	—	—	640,000
	株 羽 咋 ま ち づ くり (株)	6,000,000	—	—	6,000,000
	益 石川県農業信用基金協会	97,630,000	—	—	97,630,000
	計	123,590,001	—	—	123,590,001
子 会 社 等 出 資	株 (株)J A サ ー ビ ス	30,000,000	—	—	30,000,000
	株 (株)J A ア グ リ は く い	249,000,000	—	—	249,000,000
	計	279,000,000	—	—	279,000,000
合 計		3,202,169,001	—	—	3,202,169,001

(4) 引当金等

(単位：円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	そ の 他	
貸 倒 引 当 金	43,267,381	30,477,895	—	43,267,381	30,477,895
一般貸倒引当金	600,026	140,604	—	600,026	140,604
うち信用事業	557,745	132,239	—	557,745	132,239
うち購買事業	42,281	8,365	—	42,281	8,365
個別貸倒引当金	42,667,355	30,337,291	—	42,667,355	30,337,291
うち信用事業	33,756,158	28,719,230	—	33,756,158	28,719,230
うち購買事業	8,911,197	1,618,061	—	8,911,197	1,618,061
賞 与 引 当 金	41,000,000	40,000,000	41,000,000	—	40,000,000
退職給付引当金	109,907,936	6,228,982	16,151,066	—	99,985,852
役員退職慰労引当金	21,632,500	2,540,000	—	—	24,172,500
ポイント引当金	3,998,389	4,913,935	3,510,877	731,825	4,669,622
合 計	219,806,206	84,160,812	60,661,943	43,999,206	199,305,869

(注)当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものです。

一般貸倒引当金	洗替による減少額
個別貸倒引当金	洗替による減少額
ポイント引当金	失効ポイントによる減少額

(5) 子会社等との取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

イ 子会社等との取引

(単位：円)

会 社 名	取引内容	収益総額	費用総額	摘 要
株 式 会 社 J Aサービス	信 用 事 業	141,638	143,043	信用手数料/貯金利息
	購 買 事 業	2,107,021	—	葬祭商品売上、車両費等
	そ の 他	36,720,000	110,000	事業委託費、賃貸料/生花代等
	計	38,968,659	253,043	
株式会社 J Aアグリ はくい	信 用 事 業	581,390	39,320	信用手数料、貸出金利息/貯金利息
	購 買 事 業	24,927,583	—	生産資材代金等
	販 売 事 業	312,625	110,957,515	検査手数料等/米買入
	利 用 事 業	1,105,729	19,966,069	施設利用料/施設運営委託費等
	そ の 他	822,569	150,000	賃貸料/除雪費用等
	計	27,749,896	131,112,904	
合 計		66,718,555	131,365,947	

ロ 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：円)

会社名	取引内容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減額	当期首残高	当期末残高	当期増減額
株 式 会 社 J Aサービス	購買未収金	896,880	167,053	△ 729,827	—	—	—
	貯 金	—	—	—	124,997,751	112,541,400	△ 12,456,351
	計	896,880	167,053	△ 729,827	124,997,751	112,541,400	△ 12,456,351
株式会社 J Aアグリ はくい	貸 出 金	84,812,314	134,785,414	49,973,100	—	—	—
	購買未収金	10,025,441	12,998,825	2,973,384	—	—	—
	貯 金	—	—	—	82,429,914	125,426,201	42,996,287
	計	94,837,755	147,784,239	52,946,484	82,429,914	125,426,201	42,996,287
合 計		95,734,635	147,951,292	52,216,657	207,427,665	237,967,601	30,539,936

(6) 事業管理費の明細

(単位：円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	39,120,000
	給 料 手 当	684,180,894
	うち賞与引当金繰入額	40,000,000
	福 利 厚 生 費	139,216,792
	退 職 給 付 費 用	32,884,882
	役員退職慰労引当金繰入額	2,540,000
	計	897,942,568
業 務 費	会 議 費	2,483,494
	接 待 交 際 費	500,463
	宣 伝 広 告 費	2,513,181
	通 信 費	5,958,820
	印 刷 ・ 消 耗 備 品 費	6,629,491
	図 書 ・ 研 修 費	2,959,917
	業 務 委 託 費	90,117,523
	旅 費	899,754
	支 店 運 営 費	1,351,344
	計	113,413,987
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	32,064,360
	支 払 賦 課 金	5,419,900
	分 担 金	1,136,942
	計	38,621,202
施 設 費	減 価 償 却 費	200,568,345
	保 守 修 繕 費	15,316,565
	保 険 料	10,525,863
	水 道 光 熱 費	12,153,275
	賃 借 料	46,205,160
	消 耗 備 品 費	5,581,993
	車 両 費	1,748,302
	施 設 管 理 費	8,563,940
	計	300,663,443
そ の 他 事 業 管 理 費		8,650,203
合 計		1,359,291,403

Ⅶ 剰余金処分案

第28年度（令和7年度）剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金 額
1. 当 期 未 処 分 剰 余 金	1,908,895,042
2. 剰 余 金 処 分 額	1,182,260,595
(1) 利 益 準 備 金	30,000,000
(2) 任 意 積 立 金	1,100,000,000
リスク管理積立金	600,000,000
施設整備積立金	330,000,000
農業経営基盤積立金	170,000,000
(3) 出 資 配 当 金	12,789,322
(4) 事 業 分 量 配 当 金	39,471,273
3. 次 期 繰 越 剰 余 金	726,634,447

1. 出資配当は年1.0%の割合です。
2. 事業分量配当金の基準・金額は次のとおりです。

（単位：円）

事業分量配当の基準（項目）	計算基礎及び率	配当金額
米出荷数量（主食用米）	30kg当り200円	37,760,000
水稻種子出荷数量	20kg当り200円	1,711,273

3. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額6,900,000円が含まれています。
4. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等はⅥ計算書類の附属明細書 1. 貸借対照表等の附属明細書(1)組合員資本の明細に記載しています。

VII 独立監査人の監査報告

『謄本』

独立監査人の監査報告書

令和8年5月28日

はくい農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員
公認会計士 膳 亀 聡

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、はくい農業協同組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第28年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書、事業別の明細並びに子会社の決算報告である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に

その他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような

事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、はくい農業協同組合の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの第 28 年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

Ⅸ 監事監査報告

監査報告書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第28期事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本支店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月28日

はくい農業協同組合

代表監事

中西 智彦 

常勤監事

上野 浩幸 

監事

森田 克秀 

監事

上月 正美 

監事

山崎 和広 

監事

宮島 勝 

(注) 監事宮島勝は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

X 部門別損益計算書

第28年度 部門別損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,223,972	525,510	489,291	1,764,517	1,425,729	18,924	
事業費用 ②	2,773,582	318,297	35,113	1,334,019	1,070,691	15,463	
事業総利益 (①-②) ③	1,450,390	207,213	454,179	430,498	355,039	3,461	
事業管理費 ④	1,359,291	289,154	257,213	440,191	344,974	27,759	
(うち減価償却費⑤-1)	(200,568)	(11,922)	(11,887)	(149,714)	(22,181)	(4,865)	
(うち人件費⑤-2)	(897,943)	(202,726)	(204,310)	(208,792)	(265,085)	(17,029)	
※うち共通管理費⑥		81,058	86,503	74,587	83,423	—	△325,571
(うち減価償却費⑦-1)		(11,213)	(11,745)	(2,042)	(2,209)	—	(△27,209)
(うち人件費⑦-2)		(36,581)	(39,332)	(40,792)	(45,701)	—	(△162,405)
事業利益 (③-④) ⑧	91,099	△81,941	196,965	△9,693	10,065	△24,298	
事業外収益 ⑨	136,931	22,821	40,515	34,848	38,747	—	
※うち共通分⑩		22,726	24,515	25,426	28,451	—	△101,117
事業外費用 ⑪	13,929	2,997	3,223	3,343	3,745	621	
※うち共通分⑫		2,997	3,223	3,343	3,745	—	△13,308
経常利益 (⑧+⑨-⑪) ⑬	214,101	△62,117	234,257	21,812	45,067	△24,919	
特別利益 ⑭	980,761	1,744	1,875	972,993	4,150	—	
※うち共通分⑮		1,744	1,875	1,945	2,179	—	△7,742
特別損失 ⑯	982,036	915	983	977,025	3,114	—	
※うち共通分⑰		915	983	1,020	1,143	—	△4,061
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯) ⑱	212,825	△61,288	235,149	17,780	46,103	△24,919	
営農指導事業分配賦額 ⑲		—	—	24,919	—	△24,919	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	212,825	△61,288	235,149	△7,139	46,103		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しません。

※ 記載金額については千円未満を四捨五入して表示しています。そのため表中の合計が一致しないことがあります。

(注)

1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業 農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25%	27%	23%	26%		100%
営農指導事業			100%			100%

XI 事業別の明細

イ 信用事業

①貯金

(単位：円)

種 類		当 期 末 残 高
当座性貯金	当 座 貯 金	22,924,832
	普 通 貯 金	34,924,854,462
	貯 蓄 貯 金	56,171,037
	別 段 貯 金	32,614,226
	計	35,036,564,557
定期性貯金	定 期 貯 金	33,407,327,596
	財 形 貯 金	18,215,017
	積 立 定 期 貯 金	111,442,676
	定 期 積 金	1,059,421,640
	出 資 予 約 貯 金	6,515,460
	計	34,602,922,389
合 計		69,639,486,946

②貸出金

(単位：円)

種 類	当 期 末 残 高
証 書 貸 付 金	10,012,750,326
当 座 貸 越	92,688,081
金 融 機 関 貸 付	2,500,000,000
合 計	12,605,438,407

③預金

(単位：円)

種 類	当 期 末 残 高
系 統 預 金	50,358,539,533
系 統 外 預 金	1,204,170,094
合 計	51,562,709,627

④有価証券

(単位：円)

種 類	当 期 末 残 高
国 債	3,713,348,538
地 方 債	99,080,000
社 債	1,128,840,000
証 券 投 資 信 託 受 益 証 券	134,780,000
合 計	5,076,048,538

□ 共済事業

①長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		金 額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	78,414,154
	定 期 生 命 共 済	4,913,620
	養 老 生 命 共 済	9,218,377
	こ ど も 共 済	6,448,400
	医 療 共 済	623,350
	が ん 共 済	352,500
	定 期 医 療 共 済	170,100
	介 護 共 済	3,251,523
	年 金 共 済	46,000
建 物 更 生 共 済		108,829,466
合 計		205,819,091

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額を記載しています。）

②医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
医 療 共 済	19,004
	783,966
が ん 共 済	9,611
	72,340
定 期 医 療 共 済	786
合 計	29,401
	856,306

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

③介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
介 護 共 済	4,509,888
認 知 症 共 済	306,300
生 活 障 害 共 済（一時金型）	1,453,600
生 活 障 害 共 済（定期年金型）	69,140
特 定 重 度 疾 病 共 済	808,200

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

④年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類				金 額
年 金	開 始	前		1,963,976
年 金	開 始	後		433,139
合	計			2,397,115

(注)「金額」欄は、年金年額について記載しています。

⑤短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類		金 額	掛 金
短期共済	火 災 共 済	19,163,930	18,111
	自 動 車 共 済		457,152
	傷 害 共 済	10,256,000	672
	賠 償 責 任 共 済		470
	自 賠 責 共 済		40,202
合	計		516,609

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

八 購買事業

(単位：円)

種 類		購 買 品 取 扱 高
生産資材	飼 料	22,222,662
	肥 料	261,601,548
	農 薬	190,629,467
	保 温 資 材	7,383,465
	包 装 運 搬 資 材	44,260,932
	農 業 機 械	624,364,584
	石 油 類	841,319,838
	自 動 車	231,222,266
	建 築 資 材	99,985,264
	そ の 他	98,078,863
	小 計	2,421,068,889
生活物資	食 料 品	235,970,269
	衣 料 品	2,177,862
	耐 久 消 費 財	2,752,764
	日 用 保 健 雑 貨 用 品	7,037,113
	家 庭 燃 料	60,023,625
	そ の 他	23,549,784
	小 計	331,511,417
合	計	2,752,580,306

二 販売事業

①受託販売品

(単位：円)

種 類	販 売 品 取 扱 高
米	3,368,492,962
麦	6,460,133
豆 ・ 雑 穀	1,069,315
野 菜	432,156,129
果 実	89,138,293
花 卉 ・ 花 木	58,363,622
畜 産 物	128,216,041
産 直	11,720,581
合 計	4,095,617,076

②買取販売品

(単位：円)

種 類	販 売 品 受 入 高
ハ ト ム ギ	1,179,500
自 然 栽 培 米	23,727,800
合 計	24,907,300

ホ 保管事業

(単位：円)

項 目	金 額
収 益	26,627,250
費 用	13,109,716
差 引	13,517,534

ヘ 指導事業

(単位：円)

項 目	金 額
収 入	15,171,732
支 出	22,326,882
差 引	△ 7,155,150

ト 利用事業

(単位：円)

区 分		金 額
育 苗 セ ン タ ー	収 益	87,513,344
	費 用	47,942,175
	差 引	39,571,169
カントリーエレベーター	収 益	47,299,860
	費 用	17,851,261
	差 引	29,448,599
ラ イ ス セ ン タ ー	収 益	37,461,457
	費 用	21,504,721
	差 引	15,956,736
シ ー ド プ ラ ン ト	収 益	7,241,562
	費 用	6,289,123
	差 引	952,439
大 豆 乾 燥 調 製 施 設	収 益	1,120,260
	費 用	1,617,367
	差 引	△ 497,107
共 同 基 幹 防 除	収 益	52,091,892
	費 用	47,805,104
	差 引	4,286,788
園 芸 総 合 集 出 荷 場	収 益	22,202,286
	費 用	17,536,450
	差 引	4,665,836
そ の 他	収 益	115,860
	費 用	—
	差 引	115,860
合 計	収 益	255,046,521
	費 用	160,546,201
	差 引	94,500,320

チ 福祉事業

(単位：円)

項 目	金 額
収 益	195,810,150
費 用	64,087,864
差 引	131,722,286

事業計画書

(自 令和8年4月1日)
(至 令和9年3月31日)

第29年度（令和8年度）事業計画（案）について

I 基本方針

当組合では、令和4年度からの3つの柱（「次世代につなぐ持続可能な農業の実現」「組合員メンバーシップの組織基盤の確立」「持続可能な組織基盤の強化」）を掲げて、組合員や地域に求められるJAとしてあり続けられるために様々な取り組みを進めてきました。

そのような中、一昨年に「食料・農業・農村基本法」が改正され、物価高騰による生産資材価格の上昇や異常気象の頻発など、農業や農村、そしてJAを取り巻く環境が大きく変化してきました。加えて、地域では過疎化や高齢化が進行しており、農業の担い手を確保して地域農業の振興、更にはJAの組織基盤や経営基盤を維持するための対応が求められています。

このような重要な課題に対処するため、JAグループ石川基本戦略の「協同の力による復旧・復興、農業・JAの持続的発展」を基本に、自己改革工程表兼第8次中期計画書を中心とした以下の取り組みを役職員が一丸となって実践し、組合員や地域に求められるJAを目指してまいります。

II 主要事業目標

主要事業	取扱高目標	前年実績比
販 売	30億 2,700万円	73.5%
（米穀等）	23億 360万円	67.7%
（青果物）	5億3,940万円	103.5%
（畜産物）	1億2,000万円	93.6%
購 買	26億 500万円	94.6%
（農業関連）	12億3,112万円	92.1%
（生活関連）	13億7,387万円	97.0%
貯 金	705億4,230万円	101.3%
貸 出 金	128億4,960万円	101.9%
有 価 証 券	69億1,560万円	113.1%
共 済	100億6,577万円	91.4%
福 祉	2億 460万円	104.5%

Ⅲ 営農部門

《部門方針》

1. 関係機関と連携した適正価格の実現を目指します。
2. 地域農業の核となる担い手への支援体制を強化します。
3. 安全・安心と環境に配慮した農業の推進を目指します。
4. はくい産農産物の計画的な生産と安定供給を目指します。

《重点実施事項》

● 指導事業

1. 営農指導の取り組み

(1) 米穀部門

- ① デジタルツール（LINE・SNS等）を活用した栽培指導の効率化
- ② 「うまい・きれい石川米づくり+1 運動」を基本とした栽培指導の強化
- ③ 高温障害にかかる対策の徹底

(2) 雑穀部門

- ① 収量増加・品質向上に向けた各種栽培講習会等の開催
- ② 麦、大豆・そば・ハトムギ等の2年3作体系（水田フル活用）の確立

(3) 園芸部門

- ① 邑知潟周辺をモデルとした水田園芸作物の試験導入
- ② 新規就農希望者の受け入れ体制の強化
- ③ 品目特性を踏まえた高温障害対策指導の徹底
- ④ 土壌分析による効果的な栽培管理の提案

(4) トータルコスト低減に向けた取り組み

- ① 生産規模に応じたスマート農業技術の実証・提案（省力化）
- ② 担い手と連携した効率的な病虫害防除の拡大

(5) 営農指導員の人材育成

- ① 高度な指導スキルに資する資格取得の励行

2. 環境保全型農業の取り組み

(1) 能登米運動を基軸としたトキとの共生に向けた環境調和型農業の推進

- ① 能登米の栽培技術指導の徹底による安心・安全な品質の確保
- ② 「トキめく能登の未来」米づくり認証の推進強化
- ③ 能登米栽培とトキ放鳥に向けた生息環境整備の融合・ブランド化

(2) 自然栽培の取り組み

- ① 自然栽培認証基準の適切かつ効果的な運用によるブランド力の強化
- ② 初期除草及び省力化対策による安定した収穫量の確保

3. 生産者との対話活動・提案の強化

- (1) T A Cの担い手訪問活動
 - ① 担い手ニーズを踏まえた総合事業の提案と情報共有
 - ② 先進的な栽培技術・資材の活用や各種補助事業の提案
- (2) 役員による担い手との対話活動
 - ① 担い手訪問活動の継続実施
 - ② 各部会との定期的な意見交換会の開催
- (3) 多様な労働力支援による人材確保

5. 食農教育への取り組み

- (1) 地産地消の理解を深める農業体験への取り組み（体験農園、施設見学等）

● 販売事業

1. 共 通

- (1) 生産コストに配慮した価格形成（再生産価格）の推進

2. 米 穀

- (1) 実需先との早期契約による安定的な販路と価格の確保
- (2) 直接販売の取り扱い増加による農家所得の増大

3. 園 芸

- (1) 出荷計画と市場連携強化による安定販売
- (2) 契約販売による農家所得の増大
- (3) マーケットインによる販売力強化

● 保管事業

1. 安定した受け入れ体制と保管対策強化への取り組み

- (1) 米検査にかかる荷受けから保管業務までのデジタル化
- (2) 保管事故防止への研修会と安全対策の実施

● 利用事業

1. 育苗センター

- (1) 健苗の安定供給および担い手対応強化に向けた取り組み
 - ① 健苗出荷による品質・収量の向上
 - ② 担い手ニーズに対応した硬化苗の取り扱い増加（硬化苗2回転出荷）

2. 産業用無人ヘリコプター、ドローン防除の実施

- (1) 受託体制の構築と関係機関と連携した適期防除の徹底
- (2) トキ共生に向けた環境に配慮した安全作業の徹底

3. 水稻種子乾燥施設

- (1) 種子籾の適期刈取り、適正乾燥により発芽勢・発芽率、製品合格率の向上
- (2) 需要に応じた種子生産体制の構築

4. 共同乾燥調製施設（カントリーエレベーター・ライスセンター）

- (1) 共同乾燥調製施設の利用圃場における栽培管理指導および巡回の徹底
- (2) 適切な施設運営および担い手を中心とした利用促進活動の実施
- (3) 燐炭施設稼働による環境に配慮した資源の再利用を実施
- (4) 転作物共同乾燥調製施設への再編整備計画の促進

● 農機事業

1. 訪問活動と整備技術向上への取り組み

- (1) 格納点検整備の拡充による稼働期間中の故障対策強化
- (2) 顧客ニーズに即した農機具の提案・拡販
- (3) 農作業事故・安全対策の周知活動の継続実施
- (4) 整備士のスキルアップに向けた研修等への積極的な参加

《事業取扱高》

	取扱高目標	前年実績比
米 穀	21億3,130万円	66.0%
種 子 籾	1億2,710万円	90.1%
ハ ト ム ギ	600万円	508.5%
大麦・大豆・そば	1,390万円	184.6%
自然栽培米	2,530万円	106.6%
野 菜	4億3,310万円	100.2%
果 実	1億630万円	119.3%
花木・花卉	6,400万円	109.7%
肉 豚	1億2,000万円	93.6%
合 計	30億2,700万円	73.5%

《生産目標と利用料金》

施 設 名	生 産 目 標	利用料金（税込）
大豆関連機械施設 コンバイン 乾燥調製	13.5ha 675袋/30.0kg	刈 取 12,571円/10a 乾燥調製 800円/30kg ※採種ほ（別途定める）
シードプラント 水稻種子粉 ハ ト ム ギ 神子原乾燥場 水稻種子粉	7,700袋/20kg 600袋/20kg 3,000袋/20kg	乾燥（原料粉） 20円/kg 乾燥調製 55円/kg 乾燥（原料粉） 20円/kg
共同基幹防除 無人ヘリコプター（ドローン）	2,160ha	面積10ha以上 17,600円/ha ※別途薬剤費必要
水稻育苗 南部育苗センター 北部育苗センター	79,000箱 （内：密苗6,000箱） 75,300箱	出芽苗 528円/箱 （密苗） 682円/箱 硬化苗 913円/箱 （密苗） 1,023円/箱 当用硬化苗 957円/箱
共同乾燥調製施設 カントリーエレベーター 押水ライスセンター	41,065袋/30kg 24,600袋/30kg	水分27%未満 24円/kg 水分27%以上 26円/kg （注1）水分とは、搬入時生粉水分値 （注2）利用料金は、搬入時生粉重量
大 麦 カントリーエレベーター	6,800俵/50kg	乾燥調製 23円/kg ※2 搬入時生麦重量
そば シードプラント	730俵/45kg	刈 取 7,333円/10a 乾燥調製 17円/kg

Ⅳ 経済部門

《部門方針》

1. 持続可能な「農家所得向上」を最優先にした事業を展開します。
2. 事業基盤をより強化させ、安心して末永く利用いただけるサービスを提供します。
3. コミュニティー活動を通じて、地域とのつながりづくりに取り組みます。

《重点実施事項》

● 生産資材

1. 持続可能な農業支援事業の展開

- (1) 担い手ニーズに対応した低コスト資材販売
- (2) 生産資材のコスト低減に向けた予約購買の促進
- (3) 品質・収量安定化に向けた土づくり資材の散布対策
- (4) ITを活用した注文方式のシステム化による利便性向上

● 食料・生活

1. 消費者ニーズとオリジナル性を重視した事業基盤の再構築

- (1) 「国消国産」運動の展開と情報発信の強化
- (2) 米の「地産地消」を拡大
- (3) はとむぎ関連商品における販路の拡充
- (4) ㈱JAサービスと連携した「返礼品ギフト取扱業務」のインソーシング

● 石油・燃料

1. JA－SS利用による農業収益性と利用者満足度の向上

- (1) QRコード決済等の促進によるキャッシュレス化の普及拡大
- (2) 営農用燃料油の利用促進と軽油免税利用に係るサポート体制の充実
- (3) SNSを活用した幅広い情報発信

2. ガスの安定供給

- (1) 保安指導による法令遵守の徹底
- (2) ガス器具の拡販と燃料転換への提案

● 自動車

1. 魅力ある商品・サービス提供による取扱シェアの拡大

- (1) 営農車購入支援の拡充
- (2) 販売・整備一体となった人材育成
- (3) 自動車フェアによるニーズの掘り起こしと次世代層へのアプローチ

《事業取扱高》

	取扱高目標	前年実績比
飼料	2,400万円	108.0%
肥料	2 億6,550万円	101.5%
農薬	1 億8,900万円	99.1%
生産資材	2 億3,240万円	97.6%
農業機械	5 億2,030万円	83.3%
自動車	2 億2,280万円	96.4%
石油類	7 億6,580万円	91.0%
家庭燃料	6,000万円	100.0%
食料品	2 億2,400万円	94.9%
生活資材	6,720万円	205.1%
耐久資材	3,400万円	235.9%
購買品取扱高 合計	26億 500万円	94.6%
農機修理サービス料	4,100万円	89.6%
給油修理サービス料	830万円	110.3%
自動車修理サービス料	4,500万円	98.7%
修理サービス料合計	9,430万円	95.4%

V 信用部門

《部門方針》

1. 組合員・利用者のパートナーとして、選ばれ続ける地域金融機関を目指します。
2. デジタルとリアルを融合させ、一人ひとりのライフステージに合わせた最適な金融サービスを提供し、地域との繋がり強化に努めます。

《重点実施事項》

1. 地域メインバンクとしての役割深化

- (1) 震災復興支援の継続とともに、行政と連携した農業所得増大への積極的な金融支援
- (2) 担い手経営体や多様な経営体に対する提案に向けた事業間連携の強化
- (3) ライフイベントに応じたタイムリーな提案活動の強化
- (4) 「対面取引」と「非対面取引」の融合した高い付加価値の提供
- (5) 資産形成や相続など、専門性の高い各種相談会・セミナーの定期開催

2. 質の高い組織体制と健全性の追求

- (1) お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
- (2) 不正利用防止やマネロン対策を強化し、地域に信頼される健全な経営基盤を維持

《調達目標》

1. 貯 金

経営健全性の継続的なPRと、アプリ、SNSなど、インターネットを通じた新規顧客獲得により個人貯金の安定的な伸長

○8年度末残高 705億4,230万円（前年実績比 101.3%）

(1) 調達利回り

金融政策の動向を注視しつつ、市場金利に連動した適切な金利設定による安定的な調達の実現、貯金金利等に影響を与える政策金利は金融政策正常化を背景に緩やかな上昇により調達コストの増加が見込まれるものの上昇幅は限定的であるものと予測

○8年度貯金利回り 0.239%（前年実績増減+0.130%）

(2) 事業内容

- ① 年金・給振受取口座の獲得を柱とした顧客基盤の拡大
- ② JAネットバンクの普及と、各種口座振替契約の拡大による家計決済の集約
- ③ JAカードやキャッシュレス決済の利用促進を通じた、組合員の生活利便性向上
- ④ NISAやiDeCo等のニーズを踏まえた、中長期的な資産運用提案の強化

《運用目標》

1. 貸出金

農業関連資金と生活関連資金の残高伸長へ向けた取り組みの強化

○8年度末残高 128億4,960万円（前年実績比101.9%）

(1) 運用利回り

日銀の追加利上げ（金融政策正常化）を背景に、緩やかな上昇が続くと予測

○8年度貸出金利回り 0.837%（前年実績増減+0.041%）

(2) 事業内容

- ① 農業者訪問による資金ニーズの掘り起こしと相談機能の強化
- ② ローン営業センターによる専門性の高い提案活動と個人貸出の強化
- ③ ライフイベントに応じた適切なタイミングでのローン商品の提案
- ④ 小口ローンを中心にネット申込を通じての次世代層との取引拡大

2. 余裕金（有価証券）

余裕金運用計画及びALM委員会の方針に基づき、適正かつ効果的な分散投資の実践

○8年度末残高 69億1,560万円（前年実績比113.1%）

(1) 運用利回り

日銀の金融政策正常化（追加利上げ）に伴う金利上昇により、従来の超低金利環境から脱却し、高水準な運用環境が持続・上昇すると予測

○8年度有価証券利回り 1.267%（前年実績増減+0.135%）

(2) 事業内容

国内外の経済・金融動向を注視し、リスク（時間）分散を図りながら有価証券等の取得や売却を機動的に実施

Ⅵ 共済部門

《部門方針》

1. 組合員・利用者本位の推進活動およびフォロー活動を実践します。
2. 組合員・利用者との関係性強化・仲間づくりを実践します。

《重点実施事項》

1. 【寄り添う】契約者ならびに利用者の期待に応える“寄り添う活動”の実践

- (1) 契約者・利用者への“寄り添う活動”の実践
- (2) 利用者満足度向上に資する活動の実践

2. 【届ける】安心チェックを通じた保障充足活動の実践

- (1) 3Qマップや3Qコールを活用した保障点検とニーズ喚起型推進の実践
- (2) Webマイページ等のデジタルマーケティングを通じたアプローチ
- (3) 農業者の経営リスクに備えた情報提供

3. 【繋がる】若年層ならびに事業基盤拡大に向けた活動の実践

- (1) 次世代層との接点強化に向けた取り組み
- (2) 他事業利用者に対するアプローチの実践

4. 【育てる】渉外担当者・スマイルサポーターの育成

- (1) 利用者本位の推進活動が実践できる渉外担当者の育成
- (2) 共済相談窓口として活躍できるスマイルサポーターの育成

5. 【整える】総点検運動の結果等を踏まえた事業推進体制の構築

- (1) 育成者の設置と連合会による育成者向け研修会の開催
- (2) 利用者満足度向上に資するコンプライアンス体制の強化

《普及施策目標》

1. 3Q訪問

全契約者に対する「3Q活動」（フォロー活動）の実践

○3Q活動目標 10,500人

《事業量目標》

1. 新契約

万一（不慮）の事態の備えとして、バランスの取れた総合保障の提供
（推進ポイント目標）

○推進総合部門	620.3万ポイント（前年実績比 87.2%）
・うち長期共済	274.8万ポイント（前年実績比 86.5%）
・うち短期共済	345.5万ポイント（前年実績比 87.8%）

(保障額及び件数目標)

○長期共済(保障額) 100億6,577万円(前年実績比 91.4%)

○短期共済(件数) 1万5,445件(前年実績比 95.0%)

2. 保有高(年度末保障額)

事業量の総量確保に向けた満期継続及び解約抑制対策の取り組み

○長期共済 2,000億7,697万円(前年実績比 97.2%)

○年金共済 23億8,034万円(前年実績比 99.3%)

VII 福祉部門

《部門方針》

利用者一人ひとりの想いに寄り添い、「自分らしい暮らし」を支援します。

《重点実施事項》

1. 地域の高齢化に対応する介護サービスの質的向上

- (1) 生活機能の維持・向上のための自立支援型サービスの提供
- (2) 地域に密着した事業の展開

《事業取扱高》

	取扱高目標	前年実績比
訪問介護	休止中	
居宅介護支援	840万円	101.9%
通所介護	1億2,120万円	106.8%
小規模多機能型居宅介護	7,440万円	106.5%
その他福祉事業	60万円	101.0%
合 計	2億 460万円	104.5%

VII 経営管理・総務人事部門

《部門方針》

協同組合としての社会的な信頼と経営の健全性を守るため、組織の運営基盤の強化に取り組めます。

《重点実施事項》

1. 組合員を基点とした組織基盤の確立・強化

- (1) 組合員・利用者の意思反映の強化
- (2) J A 事業・活動を通じた組合員の加入促進

2. 持続可能な J A 経営基盤の確立・強化

- (1) 収支シミュレーション等に基づく経営改善対策の実践
- (2) 事業継続計画(BCP)の実効性向上

3. 「国消国産」と「地産地消」をはじめとする広報活動の強化

- (1) 地域農畜産物の消費拡大と適正価格の実現に向けた消費者の理解促進
- (2) 地元食材の魅力を通じた地域農業への関心喚起

4. 組織基盤及び経営基盤の強化に向けた人材育成の実施

- (1) 多様な手法を活用した職員確保の強化
- (2) やる気とやりがいを創出するための人事評価制度の見直し
- (3) 働きがいある職場(エンゲージメント向上)への環境整備

IX 監査部門

《部門方針》

- 1. 内部統制システムの整備・運用の有効性を検証します。
- 2. 問題点の発見・指摘にとどまらず原因の究明及び改善方法を検討し提言します。

《重点実施事項》

1. 不祥事未然防止のための実践状況に関する監査の充実

- (1) 不正リスク評価手続によるリスクアプローチ監査の充実

2. 3線モデル対応の監査の充実

- (1) 1線(支店等) 2線(本店リスク管理部門)の有効性にかかる監査の充実

自己改革工程表（文章編）

1. 令和7年度の振り返り（成果）について

（1）農業者の所得増大・農業生産の拡大

重点目標の「デジタル技術を活用した生産コストの削減・営農指導の効率化」については、行政等の関係機関と連携して情報提供に努めたことで目標を大きく上回り、担い手との更なる信頼関係の強化に繋がりました。

「高温対策に対応した持続可能な米づくりへの取り組み支援」では、にじのきらめき等の高温耐性品種の導入や水管理の徹底により、一等比率の目標90%を上回る90.5%に達しました。

また「肥料満車直送の取扱い拡大」では、T A Cの訪問活動や価格対策により、目標420 tに対し605 tと大幅に上回る実績を挙げ、資材コスト低減に貢献しました。

一方で、「大豆栽培技術の向上」や「水田園芸作物の生産振興（玉ねぎ）」については、悪天候や作業機の不具合等の影響により、目標達成には至りませんでした。

（2）農業資金の供給

部門間連携の強化や能登半島地震後の災害資金対応により、新規取扱額は2億9,305万円となり、目標額の2億1,000万円を大きく上回りました。

（3）経営基盤の強化

重点目標の「ひゃくまん穀の産地化」については、作付面積242haと目標の250haに迫る取り組みを行いました。

「新採（中途）職員の確保」では、近隣高校や県内外の大学を訪問して、新規採用についての情報収集や採用等のP Rを行い、前年度を上回る新卒者の採用を行いました。

また令和7年度は、J Aグリーンはくいの経営を（株）ジャコムへ譲渡し、6月に「J Aふれあい産直市キララはくい」が新たにオープンしたほか、共同乾燥調製施設再編整備事業により3箇所の施設を2箇所に集約しました。

（4）地域の活性化

重点目標の「農業体験・食育活動・災害予防に備えた農業、地域への支援活動」については、能登半島地震の復興支援の一環として復興イベントを開催し、組合員・利用者から好評をいただいたほか、防災・減災の重要性について広報誌を利用して周知しました。

また、宝達支店において、西瓜やシャインマスカット、人参等のミニ産直市を開催して地域交流を深めました。

（5）対話・意思反映

地区別の座談会等において組合員の皆様へ自己改革の取り組み状況を説明し、成果について一定の評価を頂くとともに、施策へのご要望等についてご意見をいただきました。

- ※ 令和7年度における自己改革の取り組みに対して組合員から頂いた主な意見は次のとおりです。これらの意見については令和8年度以降の自己改革の取り組みに反映していきます。

〈農業者の所得増大・農業生産の拡大について〉

- 能登米加算金の支援があるが、未永く継続してもらいたい。
- 他JAではドローンによる肥料散布の支援を行っているところがあると聞くが、JAはくいても実施できないか。
- JAの仮渡金と民間業者の買取金額の差を少しでも縮めてほしい。
- ガソリン等の価格を他社と比べて安くならないか。

〈JAの経営基盤強化について〉

- 米の集荷率が増えるよう行政等と連携しながらPRを強化して。
- デジタルツールの活用を強化してほしい。
- 合併の話はなくなったのか。
- 理事及び監事の人数が多すぎるのではないか。

〈地域の活性化について〉

- 能登にトキの放鳥があるので、JAとしてもっと支援があってもいいのではないか。

2. 令和8年度以降の自己改革の取り組み

令和4年度より開始した自己改革実践サイクルは、令和7年度に新たな3か年(令和7～9年)を期間とする自己改革工程表を決議いただき、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標として取り組みを開始しました。

今後とも「地域になくってはならないJA」であり続けるために、不断の自己改革の取り組みを進めることとし、令和8年度以降につきましては、先に実施した令和7年度の取り組みにかかる組合員との対話や反省を踏まえ、次のとおり取り組みます。

(1) 令和8年度の重点項目

① 農業者の所得増大・農業生産の拡大

- 大豆の青立ち対策の徹底と、地域に適した品種の見直し検討
- 干拓地の土壌に合った園芸品目の再選定と実証試験の継続
- スマート農業（ロボット等）活用のための使用者訓練の開催
- トキ米集出荷体制の構築
- 水稻種子産地の後継者不足や圃場管理等についての検討会開催
- ふるさと納税での「能登米」の販売促進
- 西瓜の早熟品種導入に向けた再試験の実施
- 貯蔵用シャインマスカットの取扱量の増大
- 花木の新品種苗の試験栽培と品種の選定

② 経営基盤の強化

- Webを活用した生産資材のネット販売
- 人事評価制度の見直しと制服制度の廃止、福利厚生拡大によるエンゲージメント向上
- 農業無料職業紹介所等を活用した職員の「農」への意識改革と農業者 サポートの検討・実施
- 新卒（中途）職員確保のため、オープンカンパニーやリファラル採用制度の検討・実施

③ 地域の活性化

- 動画とキットを用いたカルチャー講座「サテライトプラス」の施行実施
- 公式LINE、SNSでの動画配信

④ 対話・意思反映

- 組合員の加入促進
- 「お客様の声」の収集をさらに容易にするため、QRコードを利用した専用フォームの開設と設置場所の見直し

(2) 中長期の収支シミュレーションをふまえた経営基盤強化の取り組み

自己改革の実践を支えるために必要な経営基盤強化の取り組みにあたっては、毎年度、将来5カ年の収支シミュレーションを実施しています。

本年度に新たに実施した、組合が現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の将来収支試算（成行きシミュレーション）では、事業利益が一時的に赤字となっていますが、収支改善対策を実践することにより将来収支が確保されることをシミュレーションにより確認しております。

(3) 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

各種会合や日常業務を通じた正組合員との対話により、自己改革の成果を共有するとともに、いただいた意見を今後の取り組みに反映することといたします。また、地域農業・地域経済の発展をともに支える准組合員の声も併せてお聞きし、正・准組合員一体での組合運営を目指します。

また、准組合員の事業利用にあたっては、直近で把握した正・准組合員の利用状況を検討した結果を踏まえ、引き続き改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の支援につながるよう取り組みます。

〈対話・意思反映の取り組み〉

- 組合員の加入促進
- 顧客ニーズに即した農機具の提案・拡販
- 組合員(利用者)の声の聞き取り方法見直し

自己改革工程表（数値編）

重点目標

成果指標・目標値

1. 農業者の所得増大・農業生産の拡大

		令和7年度		令和8年度	令和9年度
水田園芸（高収益）作物の生産振興		目標	実績	目標	目標
取組内容	玉ねぎの試作（収益性が弱かったため次年度は他作物を検討）	実証面積0.5ha	0.3ha	1.5ha	2.5ha
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
デジタル技術を活用した生産コストの削減・営農指導の効率化		目標	実績	目標	目標
取組内容	Z-J I S、ザルビオ、K-S A Sシステム、ロボトラ活用等の提案	提案：10件	28件	15件	15件
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
新たな環境調和型農業への普及推進		目標	実績	目標	目標
取組内容	有機質資材施用等による生産性を維持した環境調和型農業	取組面積30ha	29ha	35ha	40ha
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
高温対策に対応した持続可能な米づくりへの取り組み支援		目標	実績	目標	目標
取組内容	高温耐性品種の導入、土づくり資材の提案による栽培技術の普及支援	一等比率90%以上 平均反収8.5俵以上	90.5% 8.1俵	90%以上 8.5俵以上	90%以上 8.5俵以上
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
マーケットインのよる販売力の強化		目標	実績	目標	目標
取組内容	園芸作物の栽培方法や品種の見直し等による実証試験の検討・実施	取組み：3品目	3品目	4品目	5品目
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
肥料満車直送の取扱い拡大		目標	実績	目標	目標
取組内容	生産資材コスト削減対策として肥料の一車購入による割引利用の拡大	取扱量420 t	605 t	430 t	440 t
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
土づくり資材の施用促進		目標	実績	目標	目標
取組内容	水稲の品質向上及び収量増加対策	散布面積270ha	247ha	300ha	330ha
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
はとむぎ茶ペットボトルの販売拡大		目標	実績	目標	目標
取組内容	はとむぎ生産の維持・拡大に向けた はとむぎ原料の消費拡大	販売数60万本	46万本	65万本	70万本
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
地元業務用米の販路拡大		目標	実績	目標	目標
取組内容	コメの「国産地消」に向けた精米袋の販路拡大	2,500袋/30kg	2,000袋	2,700袋	3,000袋
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
ふるさと納税を活用した販売拡大		目標	実績	目標	目標
取組内容	コメの「国産国産」に向けた ふるさと納税返礼品(精米袋)の取扱い拡大	2,000袋/30kg	914袋	2,200袋	2,300袋

重点目標

成果指標・目標値

2.農業資金の供給

		令和7年度		令和8年度	令和9年度
農業資金 新規実行の拡大		目標	実績	目標	目標
取組内容	農業関連資金の新規取扱の拡大	210百万円	293百万円	220百万円	230百万円

3.経営基盤の強化

		令和7年度		令和8年度	令和9年度
「ひゃくまん穀」の産地化		目標	実績	目標	目標
取組内容	異常高温対策および地域特性に合わせた栽培体系による作付面積の拡大	作付 250ha	242ha	275ha	300ha
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
新採(中途)職員の確保		目標	実績	目標	目標
取組内容	職員採用に向けて学校等への定期訪問を行い、PRの強化と情報収集に努める	訪問2回	3回	2回	2回

4.組合員の意思反映・運営参画

		令和7年度		令和8年度	令和9年度
格納点検の計画的実施		目標	実績	目標	目標
取組内容	ニーズが多い農機具の故障軽減に向けた格納点検の計画的な実施	目標台数65台	85台	75台	85台
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
組合員(利用者)への理解促進		目標	実績	目標	目標
取組内容	「安心して利用できる」Aづくりに向けて、組合員(利用者)からのご意見・ご要望の収集を強化する	1,000件	1,118件	1,300件	1,600件

5.地域の活性化

		令和7年度		令和8年度	令和9年度
農業体験・食育活動・災害予防に備えた農業、地域への支援活動		目標	実績	目標	目標
取組内容	地域防災への注意喚起および啓発活動の実施	地域貢献活動1回 広報活動4回	1回 4回	1回 4回	1回 4回
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
生活機能の維持・向上のための自立支援型サービスの提供		目標	実績	目標	目標
取組内容	資格取得を促進してスタッフのスキルアップを図るほか、地域行事への参加やイベントを開催して利用者の自立支援強化を図る	資格取得2名 イベント開催2	0名 2回	2名 2回	2名 2回
		令和7年度		令和8年度	令和9年度
消費者と生産者の連携強化による地域農業への理解促進		目標	実績	目標	目標
取組内容	地元食材を活用した料理教室や、産地見学、体験等のイベント開催	10回	30回	10回	10回

【固定資産処分計画物件】（令和8年度以降）

令和8年度の事業計画における不稼動固定資産の流動化計画物件については次のとおりです。

資産名		所在地（代表地番）	面積（㎡）
1	鹿島路りんご集荷場跡地	羽咋市鹿島路町12字59番地	1,064.79
2	Aコープ志雄跡地	羽咋郡宝達志水町子浦レ225-2、226、228-1	1,548.78

総合収支計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
1. 事業総利益	1,503,460
(1) 信用事業収益	609,414
資金運用収益	578,651
(うち預金利息)	389,298
(うち有価証券利息)	81,863
(うち貸出金利息)	107,490
役務取引等収益	18,500
その他経常収益	12,263
(2) 信用事業費用	279,414
資金調達費用	170,705
(うち貯金利息)	167,815
(うち給付補填備金繰入)	1,500
(うち借入金利息)	40
(うちその他支払利息)	1,350
役務取引等費用	6,500
その他信用直接費用	50,000
その他経常費用	52,209
信用事業総利益	330,000
(3) 共済事業収益	451,384
共済付加収入	411,744
その他の収益	39,640
(4) 共済事業費用	36,384
共済推進費	10,830
その他の費用	25,554
共済事業総利益	415,000
(5) 購買事業収益	2,719,900
購買品供給高	2,605,000
修理サービス料	94,300
その他の収益	20,600
(6) 購買事業費用	2,313,900
購買品供給原価	2,222,000
購買供給費	5,200
修理サービス費	9,040
その他の費用	77,660
購買事業総利益	406,000
(7) 販売事業収益	154,250
販売品販売高	30,080
販売手数料	111,940
その他の収益	12,230
(8) 販売事業費用	40,250
販売品販売原価	26,820
その他の費用	13,430
販売事業総利益	114,000

科 目	金 額
(9) 保管事業収益	33,310
(10) 保管事業費用	13,610
保管事業総利益	19,700
(11) 利用事業収益	276,450
(12) 利用事業費用	182,950
利用事業総利益	93,500
(13) 福祉事業収益	204,600
(14) 福祉事業費用	64,340
福祉事業総利益	140,260
(15) 指導事業収入	9,000
(16) 指導事業支出	24,000
指導事業収支差額	△ 15,000
2. 事業管理費	1,455,950
(1) 人件費	929,150
(2) 業務費	121,000
(3) 諸税負担金	53,240
(4) 施設費	345,520
(5) その他事業管理費	7,040
事業利益	47,510
3. 事業外収益	68,607
(1) 受取雑利息	35
(2) 受取出資配当金	24,194
(3) 賃貸料	37,700
(4) 償却債権取立益	78
(5) 雑収入	6,600
4. 事業外費用	14,245
(1) 寄付金	2,245
(2) 賃貸費用	12,000
経常利益	101,872
5. 特別利益	—
6. 特別損失	—
税引前当期利益	101,872
7. 法人税、住民税及び事業税	31,000
8. 法人税等調整額	—
当期剰余金	70,872

※購買事業の購買品供給高及び購買品供給原価については「収益認識に関する会計基準」適用前の金額です。

事業管理費の明細

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
人 件 費	役 員 報 酬	39,120	諸 税 負 担 金	租 税 公 課	46,630
	給 与 手 当	713,840		支 払 賦 課 金	5,500
	うち賞与引当金繰入額	41,000		分 担 金	1,110
	福 利 厚 生 費	141,250		諸 税 負 担 金	53,240
	退 職 給 付 費 用	32,400	施 設 費	減 価 償 却 費	242,300
	役 員 退 職 慰 労 金	—		保 守 修 繕 費	18,000
	役員退職慰労引当金戻入額	—		保 険 料	10,780
	役員退職慰労引当金繰入額	2,540		水 道 光 熱 費	13,240
	人 件 費	929,150		賃 借 料	46,200
業 務 費	会 議 費	2,900		消 耗 備 品 費	4,000
	接 待 交 際 費	300		車 両 費	2,000
	宣 伝 広 告 費	2,400		施 設 管 理 費	9,000
	通 信 費	7,128		施 設 費	345,520
	印 刷 ・ 消 耗 備 品 費	6,313		そ の 他 事 業 管 理 費	7,040
	図 書 ・ 研 修 費	2,050			
	業 務 委 託 費	97,329			
	旅 費	1,380			
	支 店 運 営 費	1,200			
	業 務 費	121,000		合 計	1,455,950

主要な固定資産等の取得計画

(単位：千円)

施 設 名	内 容	予定事業費	備 考
総務部	ノートPC	4,500	
	電話設備更新	6,000	リース取得
	本店内改修工事	4,000	
	天照控室浴槽更新	3,000	
営農部	種子乾燥場 乾燥機2台	6,000	
	1.55 tトラック	5,000	
	食味分析計 TMX-1	2,100	
	押水RC 計量機貯蔵コーン更新	2,300	
経済部	自切調整器	3,237	リース取得

第3号議案

羽咋カントリーエレベーターサイロ上屋構造部復旧改修に関する件

1. 修繕理由

令和5年6月開催の第25回通常総代会において承認されました「共同乾燥調製施設再編整備事業」の工程における劣化調査を実施したところ、カントリーエレベーターサイロ上屋の柱脚や下地胴縁等の構造部において、腐食および板厚の減少が確認されました。これを受け、構造計算を担当する建築士より安全管理上の観点から早急な修繕が必要であるとの見解が令和6年12月に示されました。

その後、令和7年10月に粉殻燐炭棟の竣工をもって再編整備事業が完了したことから、改めて当該構造部の復旧工事について検討を重ね、今般、工事の工程および工事見積額が算出されましたので、完全確保のための工事を施工したくここに付議いたします。

2. 改修工事の概要

(1) 主な工事内容

- ① サイロ上屋構造部材復旧
- ② らせん階段の更新
- ③ 昇降機囲い部の外壁(鉄骨部材共)の更新
- ④ 機械室棟 火炉撤去（製品置場整備）
- ⑤ サイロ天端床のシート防水更新（カバー工法）

(2) 工事見積額（税別）

復旧改修工事合計 117,820,000円（設計管理料含む）

3. スケジュール

日 付		内 容	備 考
令和8年5月	19日	建設委員会	工事内容検討、指名業者選定
6月	2日	理事会付議	構造部復旧改修工事について
6月	27日	総代会付議	構造部復旧改修工事について
8月	上旬	入札会	7月6日～ 設計図書配布
8月	上旬	工事契約	
令和9年3月	上旬	工事着工	2月中旬外壁足場仮設
6月	中旬	引渡し	5月一部引渡し（麦受入）

第4号議案 定款の一部変更の件

1. 定款変更の理由

当組合の事業を利用する地域住民等に対し、組合員への加入を促進するため、出資1口金額等について見直すこととし、所要の変更を行う。

2. 変更内容

出資1口金額を5,000円から1,000円に引き下げるとともに、1組合員の有することができる出資口数の最高限度を600口から3,000口に引き上げることとし、次の「定款変更新旧対照表」のとおり変更する。

3. 附帯決議案

- (1) 定款変更の認可申請に際し、行政庁から字句等の修正があった場合には、その処理を理事会に一任する。
- (2) 現在の既存の出資については、1口を5口とし、定款変更後、すみやかに登記変更を実施する。これにより、令和8年3月31日の払出資総口数は、263,465口から1,317,325口に増加する。

定款変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改 正 後	現 行
(出資義務) 第22条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、 <u>3,000</u> 口を超えることができない。	(出資義務) 第22条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、 <u>600</u> 口を超えることができない。
(出資1口の金額及び払込方法) 第23条 出資1口の金額は、金 <u>1,000</u> 円とし、全額一時払込みとする。 ② 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。	(出資1口の金額及び払込方法) 第23条 出資1口の金額は、金 <u>5,000</u> 円とし、全額一時払込みとする。 ② 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

附則

この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる

第5号議案 宅地等供給事業実施規程の一部変更の件

1. 変更理由

- (1) 今後、農地の相続等が進み、当 JA の区域外の農地を所有する組合員が増加することが見込まれることをふまえ、JA が行う宅地等供給事業の内容について所要の変更を行う。
- (2) その他、条文の整合性をあわせる等の変更を行う。

2. 変更内容

「新旧対照表」のとおり変更する。

3. 附帯決議案

規程変更の承認申請に際し、行政庁から字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任する。

1 宅地等供給事業実施規程

(下線部分が変更箇所)

新	旧	備考
(目的) 第1条 この規程は、はくい農業協同組合定款第10条<u>(削除)</u>の規定に基づき、この組合が行う宅地等供給事業について必要な事項を定め、宅地等供給事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。 (宅地等供給事業の種類) 第2条 この組合が行う宅地等供給事業の種類は、次に掲げるものとする。 1 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業 2 組合員からその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の<u>貸付け</u>又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業 3 組合員からその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業	(目的) 第1条 この規程は、はくい農業協同組合定款第10条第8項の規定に基づき、この組合が行う宅地等供給事業について必要な事項を定め、宅地等供給事業の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。 (宅地等供給事業の種類) 第2条 この組合が行う宅地等供給事業の種類は、次に掲げるものとする。 1 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業 2 組合員からその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地<u>(追加)</u>又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業 3 組合員からその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業	参照項の記載を省略した 適当な記載への修正

新	旧	備考
(事業の実施地区) 第4条 この組合の行う宅地等供給事業実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u> ② この組合は、前項の規定にかかわらず、組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。 ③ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員が自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。 (事業の実施) 第5条 この組合の行う宅地等供給事業は<u>第2条第1号の事業</u>を主たる事業とする。 ② この組合は、次に掲げる場合に該当する場合に限り第2条第2号又は第3号の事業を行うことができる。 (1) この組合が総会の議決を経て定めた開発計画に基づき第4条第1項の地区内の農地等につき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形質の変更の事業を行うため転用相当農地等を借り入れ又は買い入れる場合 (2) ～ (3) 略 ③～④ 略 (貸付け、売渡しの相手方) 第7条 この組合が宅地等供給事業	(事業の実施地区) 第4条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は<u>定款第3条の区域</u>とする。 ② この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、前項の規程にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。<u>この場合においてはあらかじめ当該組合と協議するものとする。</u> (追加) (事業の実施) 第5条 この組合の行う宅地等供給事業は<u>第1条第1号の事業</u>を主たる事業とする。 ② この組合は、次に掲げる場合に該当する場合に限り第1条第2号又は第3号の事業を行うことができる。 (1) この組合が総会の議決を経て定めた開発計画に基づき第3条第1項の地区内の農地等につき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形質の変更の事業を行うため転用相当農地等を借り入れ又は買い入れる場合 (2) ～ (3) 略 ③～④ 略 (貸付け、売渡しの相手方) 第7条 この組合が宅地等供給事業	今後、農地の相続等が進み、当JAの区域外の農地を所有する組合員が増加することが見込まれることから、その場合にも一定の事業が可能となるよう変更 参照条項の修正

新	旧	備考
を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外の者であって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。 ② ただし、これらの者に該当しない場合であっても、次に掲げる者は、これを転用相当農地等の貸付け又は売渡しの相手方とすることができる。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他国又は地方公共団体が構成員若しくは出資者となっているか、又は基本財産を拠出している営利を目的としない法人 (3) 日本勤労者住宅協会 (4) 住宅供給事業を行う消費生活協同組合 ③ 前2項の規定にかかわらず、第2条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。 ただし、この組合が、当該事業年度の前3カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。	を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けている者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外の者であって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。 ② ただし、これらの者に該当しない場合であっても、次に掲げる者は、これを転用相当農地等の貸付け又は売渡しの相手方とすることができる。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他国又は地方公共団体が構成員若しくは出資者となっているか、又は基本財産を拠出している営利を目的としない法人 (3) 日本勤労者住宅協会 (4) 住宅供給事業を行う消費生活協同組合 ③ 前2項の規定にかかわらず、第1条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合については、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができるものとする。 ただし、この組合が、当該事業年度の前3カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。	参照条項の修正

附則 この規程の変更は、行政庁の承認を受けた日から効力を生ずる。

第6号議案 役員の選任の件

任期満了につき、理事18名、監事6名を選任する。

なお、監事の議案については、監事の過半数の同意を得ております。

1. 理事候補者（順不同）

野村 清志	村上 久志	内海 健太	浜池貴恵子
金曾新太郎	木村実千代	徳島 伸彰	谷内 英之
梶谷 武史	長浦 和弘	奥森 英夫	猪俣 大
澤田英三郎	屋後 浩幸	杉中由美子	原 雅幸
中村 弘和	木曾 直樹		

2. 監事候補者（順不同）

越野 好則	桶屋 敏	濱名 猛	上嶋 豊志
中村寿賀子	南 昇（員外）		

第7号議案 理事及び監事の報酬に関する件

1. 理事の報酬に関する件

昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、令和8年度の理事の報酬については総額2,922万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬額、支給方法などについては、理事会にご一任願いたいと存じます。

なお、理事は18名であります。

2. 監事の報酬に関する件

昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、令和8年度の監事の報酬については、総額990万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては、監事の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、監事は6名（うち員外監事1名）であります。

第8号議案 退任理事及び退任監事の退職慰労金支給の件

1. 退任理事に対する退職慰労金

理事 山本 好和、坂野 保正の2氏は、本総代会の終了時をもって退任されます。在任中の労に報いるため、在任年数及び退任時の役員報酬額を踏まえ、在任期間の功労を勘案して総額1,536万円の範囲内で、退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等については、理事会にご一任願いたいと存じます。

2. 退任監事に対する退職慰労金

監事 上野 浩幸氏は、本総代会の終了時をもって退任されます。在任中の労に報いるため、在任年数及び退任時の役員報酬額を踏まえ、在任期間の功労を勘案して総額567万円の範囲内で、退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給の時期、方法等については、監事の協議にご一任願いたいと存じます。

報告事項２ JA広域合併の協議経過と今後の検討について

1. 広域合併に向けた検討経過

平成31年3月に策定した「JAグループ石川広域合併構想」では、将来的な経営基盤の強化を目指し、県内を3つのJA（加賀、金沢、能登）とする方針が決定されました。

しかしながら、地区別の協議では各JAの経営状況および合併に対する考え方が異なること等により3JA構想の合意に至らず、一部JAの合併にとどまっています。

こうした状況を踏まえ、県内JA・連合会で協議した結果、令和8年3月のJA石川県中央会臨時総会において、3JA構想を解消し、改めて県域JAの実現に向け協議することが決定されました。

2. 今後の合併協議の検討

本県JAを取り巻く環境は、令和6年能登半島地震からの復興に向けJAグループを挙げた対応が必要となるほか、物価高騰に伴う事業運営コストの増加、労働力不足を背景とした職員採用の困難化や人件費コストの上昇等経済社会全体の急速な変化により、予断を許さない状況にあります。

かかる状況のなか、事業運営の安定化と組合員サービス向上の両立を図るため、経営資源の充実強化が喫緊の課題となっています。

全国的には合併によるJAの規模拡大メリットを活用し、組合員ニーズおよび経済社会情勢に適応した専門人材の確保や組織体制の整備、職員の採用・資質向上対策の徹底、将来を見据えた施設やDXへの投資等、事業機能および組合員対応の強化が進められています。

こうした状況を踏まえ、本県JAにおいても将来的な県域JAの実現に向け、新たな合併構想の検討を進めてまいります。

以 上

報告事項3 「JAバンク基本方針」の変更について

令和8年3月19日に開催された農林中央金庫通常総代会において、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定めている「JAバンク基本方針」の変更が承認されましたので、定款第40条第2号の定めにより、その内容（概要）について、以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取り組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取り組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取り組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取り組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取り組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 主な変更内容

令和8年3月19日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員はJAバンク基本方針のもと、「一体的事業運営」および「破綻未然防止」に取り組んでおり、金融機関であるJAバンクに求められる課題は多岐にわたり、双方の領域に跨る課題も存在、各会員にはこれまで以上に高度な経営が求められています。

特に足元では金融インフラを悪用するマネロン・金融犯罪事案が拡大・巧妙化しており、JAバンクとしてJA組合員・利用者の保護を強化するため、「マネロン・金融犯罪対策」を重要課題に位置付け、JAバンク会員が一体となった取り組みを早急かつ着実に実践していくことが喫緊の課題であると認識しているところです。

こうしたことを踏まえ、JAバンク会員が、事業環境が急激に変化する中で、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) マネロン・金融犯罪等への取組強化に向けた対応

JAバンクシステムの基本的方向として、「マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取り組む」旨を定める。

(2) 特定承継会社設置にかかる特例措置終了に伴う対応

信用事業再編強化法に定める特定承継会社設置にかかる特例措置が、2026年3月31日で終了することを踏まえ、関連する定めを削除する。

3. 変更後の「JAバンク基本方針」

別紙のとおり

以上

平成14年1月1日 制定
平成14年9月18日 変更
平成15年6月26日 変更
平成16年6月25日 変更
平成17年6月24日 変更
平成18年6月27日 変更
平成19年6月26日 変更
平成20年6月25日 変更
平成22年3月26日 変更
平成23年9月16日 変更
平成25年3月22日 変更
平成26年6月25日 変更
平成28年3月16日 変更
平成30年3月16日 変更
平成31年3月14日 変更
令和3年3月18日 変更
令和4年3月17日 変更
令和5年3月16日 変更
令和6年6月21日 変更
令和7年3月13日 変更
令和8年3月19日 変更

J Aバンク基本方針：目次

J Aバンク基本方針	78
基本方針別紙体系図	81
別紙1-1 J A・信連の経営状況に関する報告等	81
2 J A・信連の業務執行体制に関する報告等	82
別紙2-1 指定基準と経営改善取組内容（財務）	82
2 指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	83
別紙3 資金運用制限の内容	84
別紙4 指定支援法人によるレベル格付J A・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	84
別紙5-1 会計監査人監査に代わる調査	85
2 事業再編選択J Aにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	86
別紙6 指定支援法人による再編成希望J Aにかかる支援策と支援 の前提条件	86
別紙7 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）	87

J Aバンク基本方針

〔 系統信用事業の再編と強化にかかる
基本方針 〕

J Aバンク基本方針

I 「J Aバンクシステム」の基本的方向

「J Aバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うJ Aと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取組むことにより、「J Aバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「J A」には1県1J Aを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。）

- 1 J A・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- 2 マネー・ローンドリリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取組むとともに、全国どこでも、良質な金融サービスの提供を行う。
- 3 J Aバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- 4 将来にわたる健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取組む。
- 5 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- 6 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

II 「J Aバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) 農林中金は、J Aバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかわる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・J Aに対して必要な指導を行う。
- (2) 農林中金は、J Aバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・J Aの代表者等からなる「J Aバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- (3) 農林中金は、(1)の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの3の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、J A・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- (4) 農林中金は、J A・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

2 J A・信連の役割

- (1) J A・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「J Aバンク（県本部）」を設置し、管内J Aが本方針を遵守するよう指導し、J Aは信連の指導を遵守する。なお、管内J Aの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が消態に復するまでの間、農林中金がJ Aに対し必要な指導を行う。
（注）信連によるJ Aの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- (3) 信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、1県1J A県域においてはJ A。）は、J Aバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取組む。
- (4) 信連は、J Aの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJ Aから報告される情報およびその他の関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJ Aから報告される情報およびその他の関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

III 「J Aバンク会員」の責務

1 J Aバンクの一体的な事業運営

J A・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、J Aバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) J A・信連は、J Aバンクにおいて基本とするシステム（J A S T E M、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) J A・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJ Aバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、J A・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 J Aバンク全体の安全・効率運用の確保

- J A・信連は、J Aバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。
- (1) J Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、J Aは信連と、余裕金の相当割合を預け入れることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
 - (2) J A・信連は、別途定める相互奨助預金預託基準を遵守する。
 - (3) J A・信連は、別途定める余裕金運用にかかわる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) J A・信連は、J Aバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指図書等、その他経営状況に関する事項等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJ Aは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかわる実査（オンラインモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかわる実査（オンラインモニタリング）に応じる。
（注）(1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかわる基準、業務執行体制にかかわる基準に該当するJ A・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

(1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJ・A・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJ・A・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。

(2) この場合、J・A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1) の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

(1) J・A・ベンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、J・A・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、J・Aは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。

(2) この場合、J・A・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJ・Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1) の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2) の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

(1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJ・A・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。

(2) (1) に該当しないJ・Aは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該J・Aは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2) の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

(1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJ・A（以下「再編成希望J・A」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実施する。

(2) この場合、J・Aが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJ・Aは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2) の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

(1) J・A・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。

(2) この拠出負担割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

IV 「J・A・ベンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「J・A・ベンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 「J・A・ベンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 農林中金がサービスマーク登録を行っている「J・A・ベンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 指定支援法人の支援。

V 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J・A・ベンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J・A・ベンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

(注) 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、別紙7に定める。

VI 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、J・A・ベンク会員の経営状況等を踏まえ、J・A・ベンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

(附 則)

1 平成16年6月25日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成15事業年度にかかるとJ・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

2 平成17年6月24日付一部変更に伴う別紙2の基準の適用については、平成16事業年度にかかるとJ・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、別紙3-1、3-3の自力再建型資本注入を受けたJ・Aにかかると基準、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJ・A・ベンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。

4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるとJ・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。

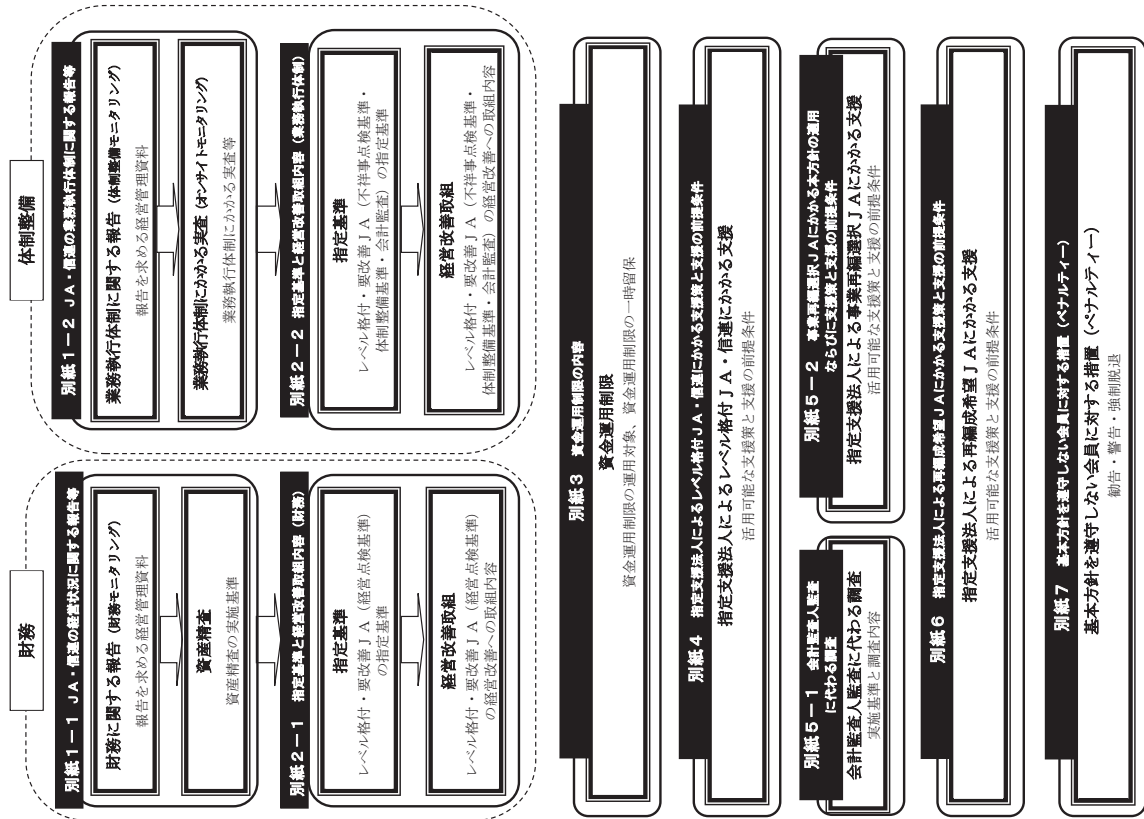
5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、別紙4の組織統合型・自力再建型資本注入および資金増与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJ・A・ベンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金増与の案件より適用する。

6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、別紙2の資産精査・業務執行体制にかかると実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるとJ・A・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。

7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるとJ・A・信連の経営状況の報告より適用する。

- 8 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成 25 事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
 - 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
 - 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
 - 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるとベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 28 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J A には「指定後 2 年経過」「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
 - 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の「役員が関与する等ガバナンス」に関する不祥事が発生した場合の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
 - 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
 - 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1－1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1－2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかるとベル 1、2 の指定の実施基準、**別紙 2－2**の指定基準ならびに**別紙 5－1**については、平成 31 事業年度より適用する。
 - 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J A には「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
 - 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時において農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規程に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を遂行することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J A を除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかると本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5－2**による。
 - 17 **別紙 2－2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J A のレベル格付指定までの猶予期間は、J A ベンク健全化要綱において定める。
 - 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1－1**、**別紙 1－2**の中央会等との連携および J A 全国監査機構にかかるとベル 1、2 の報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った日より適用する。
- 19 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2**の会計監査人にかかるとベル格付に関する報告、業務執行体制にかかるとベル格付（オンラインモニタリング）の実施基準、**別紙 2－2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成 31 事業年度より適用する。
 - 20 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1－1**の資産精査の実施基準、**別紙 2－1**の要改善 J A（経営点検基準）の指定基準については、平成 31 事業年度にかかると J A ・信連の経営状況の報告より適用する。
 - 21 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙 2－2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善 J A（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成 31 年 9 月 30 日より適用する。
 - 22 令和 7 年 3 月 13 日付一部変更に伴う、**別紙 1－1**の資産精査の実施基準、**別紙 2－1**の要改善 J A（経営点検基準）の指定基準については、令和 7 事業年度にかかると J A ・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和 6 事業年度にかかると J A ・信連の経営状況の報告については従前の例による。
 - 23 令和 8 年 3 月 19 日付一部変更に伴う、Ⅰ中「農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。Ⅰ、Ⅱの 1 (3) および別表の削除、ならびにⅡの 1 (4) (5) の変更については、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。
- 以上

基本方針別紙体系図



別紙1-1

JA・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告 (財務モニタリング)

JA・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料	
通期実績	○ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ○ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ○ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（JA） ○ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）	○ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込	○ 損益・自己資本比率による基礎情報（JA）
その他経営状況に関する事項	
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。	
系統BISシステムを使用した経営状況に関する報告	
JA・信連は系統BISシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統BISシステムによるモニタリングを行う。	

・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）
・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJA・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合	
○別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合	
○別紙2-1に定める要改善JAの指定基準に該当する場合	
○以下の項目が指定基準に該当する場合	
貸出等 信用供与	対信用供与額 20%以上 (1) 分類債権比率 70%以上 (2) 貯蓄率 (3) 特定業種への与信 (4) 大口与信先への与信（JAに限り適用） (5) 非保全債権（大口与信先のうち要管Aバンク健全化要綱で定める） (理先以下) 考慮後自己資本比率
有価証券 固定資産等	15%以上 (1) 証証率（JAに限り適用） (1) 事業利益赤字 (2) 他部門運用（JAに限り適用）
共通	資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（JAに限り適用） 8%未満 （資産精査実施にかかるストレステストの具体的な方法は、JAバンク健全化要綱で定める）

○信用事業にかかわる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合
 ➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事象が生じた場合
 ➤ 行政検査を拒否した場合
 ・資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（JAについては、JAバンク健全化要綱において定める。）

別紙 1－2

J A・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

J A・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一般事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況	
○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。	
行政検査・会計監査人の指摘事項等	
行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの	
不祥事等	
不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善 J A制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ J Aにおいては、J Aバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。	
会計監査人	
○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。	

- ※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。
- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかの実査（オンサイトモニタリング等）

(1) 「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定した J A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

○ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日原簿が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかの実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

(2) J Aは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2－1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1－1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合 行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合 実質自己資本比率※ 6 %以上～8 %未満	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善 業務改善計画において定める期間
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A 実質自己資本比率 4 %以上～6 %未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善 1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総金決議により承認を受ける
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合 実質自己資本比率 4 %未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善 組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会が決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ 指定を受けた J A・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- 経営改善取組内容
➤ 経営管理の強化
➤ 増資・内部留保講上げ等の自己資本増強
➤ 不良資産の処理等の財務健全化
➤ 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかか調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1－1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J Aは経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ 要改善 J A指定にかかるとストレステスト後自己資本比率 8 %未満 （要改善 J A指定にかかるとストレステストの具体的な方法は、J Aバンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J Aの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- （共通）
 - ・ 要改善 J Aの指定を受けた J Aは、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。
 - ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるとレベル 1・2 指定基準または要改善 J Aの指定基準に該当する蓋然性が高い J Aについて、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
 - ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会が決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
 - ・ 農林中金は、J Aバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 2－2
指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1－2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・信連は、対応するレベル格付に
応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
	資金運用体制	資金運用体制の項目が未整備 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受け た場合
レベル 1		○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合
		○ 再発 J A において、「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合（注 1）
	不祥事点検	○ ※再発 J A とは、要改善 J A 指定後の再発防止策取組期間中または不祥事件発生後 3 年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事件（不祥事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発見した J A とする。
		○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注 2）
レベル 2	体制整備	○ ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注 3）
	会計監査	○ J A ・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注 4）
		○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
レベル 3		○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合
レベル 2		○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 3	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり

（注 1）本基準において「新たに」とは再発 J A に該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6 か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注 2）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注 3）J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J A 共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善 J A に指定する。

（注 4）J A ・信連に関連する業務は、J A ・信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A ・信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合は、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

・レベル格付の指定を受けた J A ・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
・レベル 3 の指定を受けた J A ・信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。

・指定を受けた J A ・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

＜経営改善取組内容＞

➢ 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける等

・指定を受けた J A ・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に申し要請することができる。

2 要改善 J A（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙 1－2 の報告により、以下の基準に該当した J A は、経営改善に取り組む。

指定基準	
要改善 J A（不祥事点検基準）	○ 不祥事件が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受け た場合
要改善 J A（体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

・要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
・指定を受けた J A は、要改善 J A（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善 J A（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善 J A の指定にあたり、別紙 1－2 の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで 6 か月間の猶予期間を設ける。この間、該当 J A は速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

・上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
・農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

別紙 3

資金運用制限の内容

別紙2－1・2－2により、レベル格付に指定されたＪＡ・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1	ＪＡ	運用対象
レベル 1	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他ＪＡバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 レベル 3	貸出	・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他ＪＡバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

	運用対象
レベル 1	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 レベル 3	○ 新規与信行為の停止。

（共通）

- 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善、資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することとを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- その他、ＪＡにおいて、資金運用制限の適用を留保することができている場合には、ＪＡバンク健全化要綱で定める。
- 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる
支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けたＪＡ・信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策	支援策と水準 (以下の範囲内で事業毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル1～3)	○対象となる借入れ：貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1％以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル1～3)	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100％以内 ○保証料率：0.1％以内	○利子補給と同じ
事業再編型 (レベル1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要な金額	○レベル1、2 J Aについては、J Aの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	○一次支援：経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援：事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8％未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：J Aの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてはJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合： - 事業再編にかかる契約についてJ A総会決議による承認を指定後1年以内に受けること - 自己責任を果たすこと 10年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること - 中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	○自己資本比率4％超10％までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること 10年以内に確実に消却原資を確保すること - 注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後5年以内に8％以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資本注入

別紙 5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定したＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていないＪＡ

＜調査の内容＞

- 計算書類等の正確性の検証
- 内部管理態勢の有効性の検証
- 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

資金贈与	費用助成 (レベル1～3)	○助成対象：ＪＡ信用事業 譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は 5 年間で上限） ○利子補給と同じ
	財務支援・ 事業再編型 (レベル1～3)	○レベル1、2 ＪＡについては、ＪＡの理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○破綻処理 3 原則（減資、経営責任の追及、組織の消滅）に準じた対応を行うこと（貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理 3 原則を遵守） ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・ 緊急支援型 (レベル2)	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いＪＡ」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合：ＪＡの理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および破綻処理 3 原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合： ・事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・破綻処理 3 原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1～3)	○対象債権：ＪＡ信用事業 譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことと必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の取崩額の 50 %以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その 50 %以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内
	一部 事業譲渡型※ (レベル1～2)	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最善であると判断されること

※ 一部事業譲渡型：ＪＡにおける農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについてはＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入（事業再編型）、資金贈与（財務支援・事業再編型）を活用することができる。
- ・ＪＡバンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙５－２
事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに
指定支援法人による支援策と支援の前提条件

１ 本方針の適用

(１) 事業再編選択ＪＡについては、Ⅲの７(２) および別紙５－１を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの７(２)	(1)に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、当該定款の定めを設けるまでの間、事業再編が完了するまでの間	(1)に該当しない事業再編選択ＪＡは、事業再編が完了するまでの間
別紙５－１	＜調査の内容＞ ＞ 計算書類等の正確性の検証 ＞ 内部管理態勢の有効性の検証 ＞ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議	＜調査の内容＞ ＞ 計算書類等の正確性の検証 ＞ 事業再編の進捗状況の確認

(２) 別紙２－２にかかわらず、事業再編選択ＪＡについては、別紙１－２の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸付・審査体制）のうちＪＡバンク健全化要綱において定める項目が未整備であって、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

２ 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならぬ。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相당한費用（継続的に発生する費用に対する助成は３年間を上限）	○事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実施すること

- ・ 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択ＪＡが再編成希望ＪＡに該当しかつ再編成希望ＪＡにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望ＪＡにかかる支援を受けることができる。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる
支援策と支援の前提条件

再編成希望ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならぬ。

１ 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望ＪＡ	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

２ 支援の前提条件等

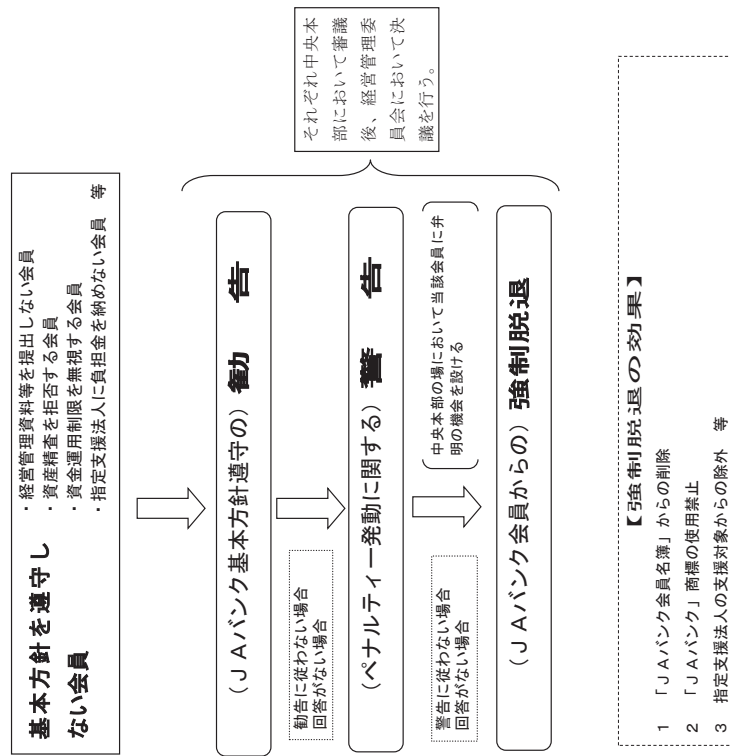
支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事業毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：ＪＡ信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10 年以内 ○利子補給率：1 %以内	○営農・経済事業に注力することを目的としたＪＡ信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10 年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相당한費用（継続的に発生する費用に対する助成は5 年間を上限）	
損害担保	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80 %以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80 %以上を指定支援法人に納付 ○期間：10 年以内	

・ 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

別紙 7

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティ）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティ措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



(報告事項4) 株式会社JAサービスの営業報告について

1. 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	124,302,386	【流動負債】	23,853,539
現金及び預金	112,837,533	葬祭未払金	13,383,094
売掛金	7,163,649	未払費用	7,146,611
在庫品	1,525,818	未払法人税等	91,300
貯蔵品	26,200	預り金	505,534
前払費用	122,866	賞与引当金	2,727,000
仮払金	112,920		
未収還付消費税等	177,000		
未収還付法人税等	54,000		
	2,282,400		
		【固定負債】	3,600,000
		退職給付引当金	3,600,000
【固定資産】	6,754,746	負債の部合計	27,453,539
(有形固定資産)	6,515,907		
建物	1,529,000		
構築物	1,650,000		
車両運搬具	1,615,000		
器具備品	14,409,371		
減価償却累計額	4,826,282		
(無形固定資産)	△ 17,513,746		
ソフトウェア	202,289		
(投資その他の資産)	202,289		
出資金	36,550		
預け金	20,000		
	16,550		
資産の部合計	131,057,132	純資産の部	
		科 目	金 額
		【株主資本】	103,603,593
		資本金	30,000,000
		(利益剰余金)	73,603,593
		利益準備金	7,500,000
		その他の利益剰余金	66,103,593
		任意積立金	5,000,000
		別途積立金	20,000,000
		繰越利益剰余金	41,103,593
		(うち当期純利益金額)	6,482,571
		純資産の部合計	103,603,593
		負債及び純資産の部合計	131,057,132

2. 損益計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位: 円)

科 目	金 額		
売上高	113,978,045	237,515,515	237,515,515
売上総利益	115,400,429		113,978,045
営業利益			123,537,470
営業外収益			115,400,429
経常利益			8,137,041
特別利益		1,530,631	1,530,631
特別損失			—
税引前当期純利益	872,001		—
法人税、住民税及び事業税	2,313,100		872,001
当期純利益			8,795,671
			2,313,100
			6,482,571

3. 株主資本等変動計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位: 円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
資本金	当期首残高及び当期末残高	30,000,000
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	7,500,000
	当期変動額 (剰余金の配当)	—
	当期末残高	7,500,000
その他の利益剰余金		
任意積立金	当期首残高	5,000,000
	当期末残高	5,000,000
別途積立金	当期首残高	20,000,000
	当期末残高	20,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高	44,621,022
	当期変動額 (剰余金の配当)	△ 10,000,000
	当期純利益	6,482,571
	当期末残高	41,103,593
利益剰余金合計		
	当期首残高	77,121,022
	当期変動額	△ 3,517,429
	当期末残高	73,603,593
株主資本合計		
	当期首残高	107,121,022
	当期変動額	△ 3,517,429
	当期末残高	103,603,593

(報告事項5) 株式会社J Aアグリはくいの営業報告について

1. 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	157,422,686	【流動負債】	25,605,998
現金及び預金	125,426,201	未払費用	3,913,894
前払費用	105,270	未払法人税等	12,553,000
未収収益	29,490,292	預り金	73,564
未収入金	460,820	仮受金	700,000
預りサイクル金	1,570,896	農業経営基盤化準備金	1,071,000
太陽光撤去積立金	45,900	リース債務	7,294,540
保険積立金	235,206		
	88,101	【固定負債】	208,660,000
【固定資産】	478,365,742	長期借入金	134,280,000
(有形固定資産)	459,855,742	退職給付引当金	3,930,000
建物	113,175,300	資産除去債務	70,000,000
建物附属設備	12,399,200	役員退職慰労引当金	450,000
構築物	46,790,353		
機械装置	708,470,614	負債の部合計	234,265,998
車両運搬具	21,620,086		
工具器具備品	397,905	純資産の部	
減価償却累計額	△ 466,552,316	科 目	金 額
土地	15,709,000	【株主資本】	403,211,611
リース資産	7,845,600	資本金	100,000,000
(無形固定資産)	18,500,000	その他資本剰余金	395,000,000
借地権	18,500,000	(利益剰余金)	122,711,611
(投資その他の資産)	10,000	その他利益剰余金	122,711,611
出資金	10,000	施設整備積立金	30,000,000
		リスク管理積立金	20,000,000
【繰延資産】	1,689,181	繰越利益剰余金	72,711,611
太陽光発電設備の系統連系	1,689,181	(うち当期純利益)	34,684,248
		自己株式	△ 214,500,000
資産の部合計	637,477,609	純資産の部合計	403,211,611
		負債及び純資産の部合計	637,477,609

2. 損益計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位: 円)

科 目	金 額		
売上高	194,844,490	194,844,490	194,844,490
売上総利益	44,946,513	44,946,513	44,946,513
営業利益	102,745,144	102,745,144	102,745,144
営業外収益	561,390	561,390	561,390
経常利益	561,390	561,390	561,390
特別利益	52,889,000	52,889,000	52,889,000
税引前当期純利益	53,360,002	53,360,002	53,360,002
法人税、住民税及び事業税	14,456,100	14,456,100	14,456,100
当期純利益	38,903,902	38,903,902	38,903,902

3. 株主資本等変動計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位: 円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
資本金	当期首残高及び当期末残高	100,000,000
資本剰余金	当期首残高及び当期末残高	395,000,000
その他資本剰余金		
利益剰余金	当期首残高	30,000,000
その他利益剰余金	当期末残高	30,000,000
施設整備積立金	当期首残高	20,000,000
	当期末残高	20,000,000
リスク管理積立金	当期首残高	38,027,363
	当期純利益	34,684,248
	当期末残高	72,711,611
繰越利益剰余金	当期首残高	88,027,363
	当期変動額	34,684,248
	当期末残高	122,711,611
利益剰余金合計		
	当期首残高	△ 214,500,000
	当期末残高	△ 214,500,000
自己株式		
	当期首残高	368,527,363
	当期変動額	34,684,248
	当期末残高	403,211,611
株主資本合計		

J Aはくいオリジナル商品

ハトムギは古来から漢方薬の一つとして利用されてきました。高脂血症や発ガン予防など医学的効果が注目されています。さらに美白・保湿の効果があるといわれ、アンチエイジングに効果を発揮するとも言われています。

そんなハトムギを栽培しているJAはくいでは、ハトムギを使った様々な商品開発に取り組んでいます。



1 はとむぎ加賀棒茶

伝統製法の加賀棒茶と能登産の皮ごと
はとむぎ
石川自慢のマリアージュ
いつもあなたのお手元に

JAはくい管内で生産された殻ごと焙煎したハトムギと宝達志水町の御油
谷製茶で本製品用に特別に焙煎された棒ほうじ茶「加賀棒茶」をブレンドし、
双方の味わい・良さを極限まで引き出しました。

2 はとむぎ加賀棒茶

ティーバッグ
伝統製法の加賀棒茶と能登産の皮ごと
はとむぎ
石川自慢のマリアージュ
いつもあなたのお手元に

能登のハトムギの香ばしさと加賀棒茶のすっきりとした風味のバランスは
そのまま、手軽なティーバッグになりました。
不織布テトラポットで茶葉がまんべんなく舞って抽出効率もよく、水出し
もOKです。
お持ち帰りやマイボトルご利用のお客様にもオススメです。

3 能登 まるごととはとむぎ茶

里山里海の自然ゆたかな恵みを
深煎りにしました！

「世界農業遺産」に認定された能登の里山里海。
その地にある宝達山のふもとで育まれたハトムギを贅沢に使用。
ほんのり深煎りにして、なめらかな口当たりとやさしい香ばしさのある能
登のはとむぎ茶が誕生しました。
ノン・カフェインなので、小さなお子様にも安心です。

4 能登 まるごととはとむぎ茶

ティーバッグ
里山里海の自然ゆたかな恵みを
深煎りにしました！

ハトムギの5大効果「美肌効果・デトックス効果・アレルギー抑圧・整腸
作用・腫瘍抑制作用」が期待できます。
能登産ハトムギの殻・皮・子実の全てを使用し、独自の焙煎方法により香
ばしく仕上げたハトムギ100%のお茶です。
ご家族みなさんの健康維持にお勧めな飲料です。

5 能登はとむぎ焼酎 神宝天女 天女の涙

石川県能登で作られた
優しい味わいの本格はとむぎ焼酎

ハトムギを原料とした焼酎は、石川県では初めての試み。
ハトムギと大麦のバランスのとれた優しい味わいの焼酎は、すっきりとした
さわやかな飲み口で、麦の自然な甘みがひろがります。
2014年10月に三年熟成「天女の涙」を発表しました。ゆっくりと熟成さ
せたことで、より香り高くまろやかな味わいに。

6 自然派はとむぎ化粧品 みたから天女 ●化粧水 ●クリーム

“毎日使ものだから”女性の声で作られた
国産無添加はとむぎ化粧品です

JAはくいでは女性職員10名でプロジェクトを立ち上げ、2011年6月
「自然派はとむぎ化粧品“みたから天女”」を開発しました。
世界農業遺産の地・能登でとれたハトムギを惜しみなく配合した天女シ
リーズは、「無添加・無着色・ノンパラベン・石油系界面活性剤不使用」の
自然派化粧品です。